

野村信託銀行株式会社

2025

中間ディスクロージャー誌 2025年9月
2025年4月1日～2025年9月30日

NOMURA



ごあいさつ



ごあいさつ

平素より野村信託銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

2025年4月、野村グループは第4の部門として新たにバンキング部門を設立いたしました。当社はその主要エンティティの一つとしてビジネスの中核を担ってまいります。続く5月には、導入から二十数年を経た勘定系システムの刷新プロジェクトを完遂し、安定稼働を開始いたしました。グループにおける新たな位置付けと強化された基幹システムを礎とし、当社は今後、これまで以上にグループ連携を強化し、銀行・信託機能の発揮を通じて成長することで、グループの安定収益の拡大に貢献してまいります。

今上半期の経済環境は、米国の関税政策やそれに伴うインフレ圧力および企業業績への圧迫懸念、さらには地政学的リスクの継続等により、世界的に先行き不透明感が高まりました。日本経済は当初、設備投資や輸出の拡大で緩やかな成長を続けたものの、後半は住宅投資の反動減や輸出の落込みなどで勢いを失いました。2025年度通期では小幅なプラス成長が見込まれるもの、今後は、新政権が打ち出す経済対策の実効性や、企業の設備投資および個人消費や賃金の伸び、海外景気や為替相場次第であり、それらの動向が注目されます。

株式市場は、世界経済の不透明感から期初に大きく下落する局面がありました。米国株はAI関連企業の成長や7月に成立した大規模な減税・歳出法およびFRBによる政策金利引き下げへの期待が支援材料となり、また日本株もAI関連企業の成長期待に加え、企業の業績改善やガバナンスの向上が追い風となり、いずれも堅調に上昇しました。

こうした中、当社は野村グループが戦略として掲げる「パブリックに加えプライベート領域への拡大・強化」の実現に向け、グループ各社との連携を強化し、質の高い商品やサービスをご提供することによってビジネスの拡大に努めてまいりました。

信託全体の受託残高は2025年9月末現在で52兆7,935億円と堅調に推移しました。特に投資信託の受託残高が受託拡大に向けた営業推進や株高などの市場要因により40兆4,219億円となったほか、法人のお客様のニーズにお応えした各種信託の受託件数も増加しました。融資業務においては、お客様の利便性の向上と対面・非対面チャネルにおける顧客接点の強化を図っており、融資残高は2025年9月末現在で1兆934億円となりました。また、相続関連サービスにおいても、取扱い件数を着実に伸ばしております。こうした活動の結果、今上期の業績は、経常利益40億87百万円、中間純利益20億92百万円と、高水準を維持いたしました。

金利のある世界が戻り、資産の保全・運用やインフレ対策ニーズの高まりとともに、バンキングの重要性は一段と増しています。当社はこれからも野村グループの一員として、新たな価値創造に取り組み、野村グループのパーソンズである「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」ことに貢献するとともに、当社の目指す姿である「つなぐ未来へ つくる未来を」の実現に向けて専門性に一層磨きをかけ、信託銀行としてお客様から最も信頼されるブランドを目指してまいります。

今後とも格別のご支援、ご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

2026年1月

代表取締役社長

岡田 伸一

Disclosure 2025 中間

■ ごあいさつ	1
■ 事業の展開	2
■ 事業の概況	14
■ 内部管理態勢	18
■ 組織図	30
■ 役員・従業員の状況等	31
■ 業務の内容	32
■ 当社のあゆみ	33
■ 銀行代理業を営む営業所一覧	34
■ 財務データ	35
■ 法定期開示項目一覧	94

本誌は銀行法第21条等の法令に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

2026年1月発行 野村信託銀行株式会社 総合企画部

事業の展開

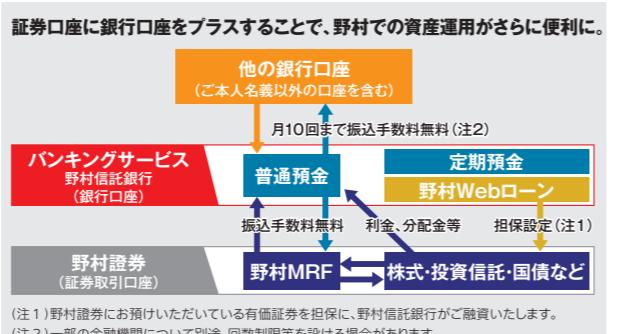
当社は、野村グループの一員として、信託銀行の機能・特性をいかし、グループ各社との連携や独自の商品開発力により、お客様の多様なニーズにお応えします。

■ 銀行代理店・信託契約代理店を利用したビジネス

<バンキングサービス(普通預金・定期預金)>

野村信託銀行では、当社の銀行代理店である野村證券が提供するオンラインサービスをご利用の個人のお客様向けに、インターネットを通じてサービスを提供しています。

野村證券の証券取引口座に、銀行口座をプラスすることで、野村での資産運用・資産管理がさらに便利になります。



<野村Webローン>

野村Webローンは、野村證券にお預けいただいている有価証券等(株式、投資信託、国債等)を担保とするローンです。

■ 野村Webローンとは

有価証券担保ローン
お持ちの国内株式・投資信託・国債、
外国株式、外国債券などを**売却せず**
にお借入れ可能です。
株主優待や配当金もそのままお受け
取りいただけます。

お借入額
10万円～5億円
担保評価額の範囲内で借入極度額(50
万円以上)をご指定いただけます。
※担保となる有価証券の種類や銘柄によっては、
お借入極度額の上限が5,000万円となります。

ご利用年齢
満18歳以上 **80歳未満**
勤続年数やご年収などの条件はござ
いません。保証人も不要です。

■ 野村Webローンの魅力

おトクな金利
年 1.90%
(2026年1月1日現在、変動金利)

幅広い使いみち
不動産の購入、リフォーム、納
税、生活費等、さまざまなシ
ーンにご利用いただけます。

ネットで簡単お手続き
ご契約、お借入れ、ご返済ま
で、インターネットバンキング
の専用ページからお手続きい
ただけます。

返済はお好きなタイミングで
ご返済は随時可能です。定期
的な元本の返済日はございま
せん。また、元本の返済は1円
から可能です。

※最新の金利は、野村信託銀行のホームペー
ジにてご確認ください。

※一部の資金使途にはご利用いただけません。

■ ご注意事項

- 当社の判断で個別銘柄について担保不適格とする場合があります。個別銘柄の担保適否につきましては、野村證券のお取引店又はバンキングサービスサポートダイヤルにお問い合わせください。
- 野村Webローンは以下の4つの資金使途にはご利用いただけません。
 - ①事業性資金(独立・新規開業資金や運営資金、設備資金等を指し、個人が事業として行う場合の賃貸用不動産の取得等にかかる資金も含まれます。)
 - ②野村證券取扱いの募集・売出し、または野村證券が引受後6か月以内に販売する株式・債券等の購入資金
 - ③野村證券取扱いの野村SMA・野村SMA信託・野村ファンドラップ・ラップ信託の契約資金
 - ④野村證券取扱いの保険商品の契約資金
- ご契約にあたっては当社所定の審査があり、お借入れいただけない場合があります。
- 「野村Webローン」の詳細は商品概要説明書にてご確認ください。商品概要説明書は、野村證券のホームページでご確認いただけるほか、野村證券の本・支店にもご用意しております。

サービス概要・商品に関するお問い合わせ

**バンキングサービス
サポートダイヤル**

0120-65-0109

平日 8:40～17:10 (土・日・祝日、年末年始を除く)
※ご利用の際には、電話番号をお間違えないようご注意ください。

※お問い合わせ内容により、野村信託銀行または銀行代理店である野村證券が受付いたします。
※ご利用の際には、電話番号をお間違えないようご注意ください。

■ 安全なお取引のために

当社では、インターネットバンキングをより安全にご利用いただけるよう、様々なセキュリティ対策を実施しています。

● インターネットバンキングのアドレスバー



お客様との通信においては、SSLによる暗号化技術を採用し、お取引の情報が盗取されたり改ざんされたりすることを防止しています。このデジタル証明書は、WEBサイト運営主体である当社の実在性を証明し、通信を保護するSSL暗号化通信を利用可能にします。証明書の内容を確認することにより、当社のWEBサイトを巧妙に装った偽サイトとの違いを見分けることができます。

<複数の認証方法導入>

取引サイトにログインする際は、「合言葉認証」を導入しています。また、お振込みや振込限度額変更などの大切なお取引の際には、「取引パスワード」の入力に加え、「認証カード」に記載された「認証番号」の入力を要求する認証方法を導入しています。さらに「認証カード」に替えて、よりセキュリティの高いワンタイムパスワードのご利用も可能です。ワンタイムパスワードは1回限り有効なパスワードですので、万が一、取引パスワード等が第三者に知られたとしても、不正送金等の被害を防止することができます。複数の認証機能を設けることにより、第三者による不正取引を防止し、より安全にお取引いただくことができます。

<ログイン履歴の表示>

インターネットバンキングのトップ画面に、前回のログイン日時を表示しています。また、ログイン履歴照会画面にお進みいただくと、過去のログイン日時(直近の20件)をご確認いただくことができます。定期的にログイン履歴をご確認いただくことで、第三者による不正なログインの早期発見につながります。

<メール通知サービスと電子メールへの電子署名付与>

お振込みなどのお取引が行われた際に、お取引の内容をメールにて通知するサービスをご利用いただくことができます。メール通知をご確認いただくことで、万一不正操作が行われた場合でも速やかに検知することができます。

また、電子メールを悪用するフィッシング詐欺の対策として、野村信託銀行から送信する電子メールには電子署名を付与しております。これにより、電子メールの送信者が当社であることをご確認いただくことができます。

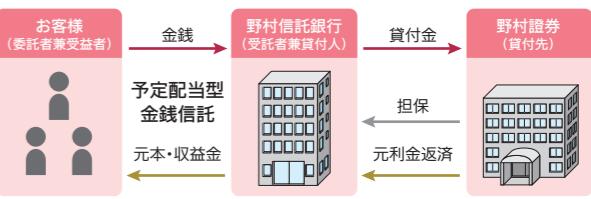
<ソフトウェアキーボードによるパスワード漏えい防止>

ウィルスなどの悪意のあるソフトウェアが、お客様のキーボード操作を第三者に転送してしまうことを防ぐため、画面上に表示されるソフトウェアキーボードをご利用いただくことで、マウス操作によって「取引パスワード」及び「認証番号」を安全に入力いただくことができます。

■ 銀行代理店・信託契約代理店を利用したビジネス

<Regista(予定配当型金銭信託)>

「Regista」は、当社が受託者となる予定配当型金銭信託です。お客様からお預かりした信託金を、当社が他の信託財産と同様で、主として野村證券に対し一般に公正妥当と認められる市場金利による貸付金として運用します。貸付にあたり、野村證券から担保を受け入れます。



■ 銀行代理店・信託契約代理店を利用したビジネス

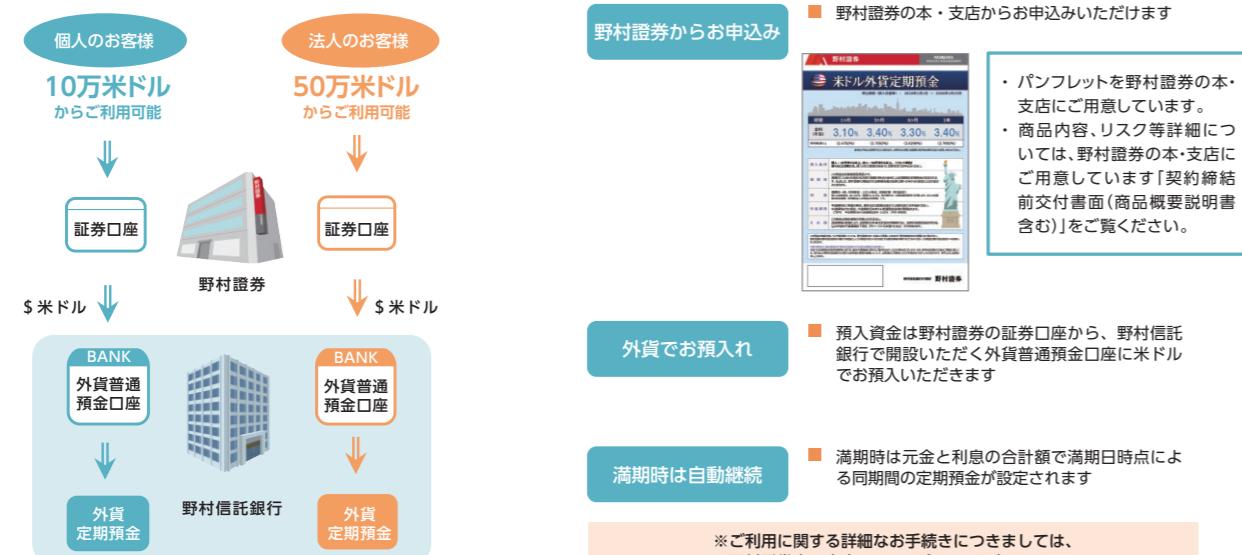
〈外貨預金（銀行代理店用）〉

野村信託銀行では、当社の銀行代理店である野村證券を通じて、魅力的な金利の米ドル外貨定期預金およびトルコリラ外貨定期預金をご提供しています。

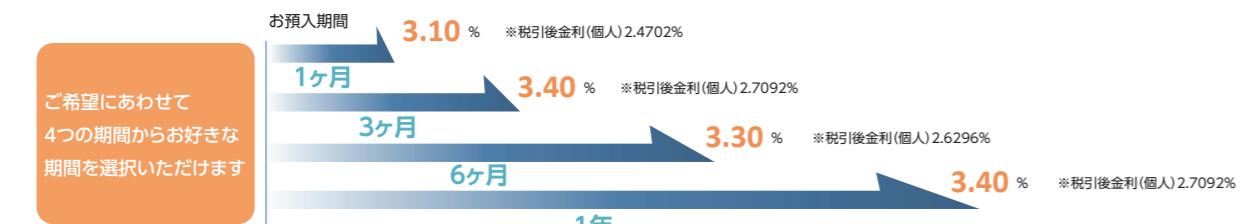
米ドル外貨定期預金の場合、個人のお客様はお預入金額10万米ドルから、法人のお客様はお預入金額50万米ドルからそれぞれご利用可能で、余裕資金の運用などにご活用いただけます。

トルコリラ外貨定期預金の場合、個人および法人のお客様とともに3万トルコリラからご利用いただけます。

■ ご利用の流れ（米ドル外貨定期預金の場合）



■ 魅力的な金利をご提供（米ドル外貨定期預金の場合）



※上記の金利は預入日2026年1月1日～2026年1月15日に適用した金利(年率)です。
最新の金利については、野村信託銀行のホームページをご覧いただくか、または野村證券の
本・支店までお問い合わせください。

■ 商品概要

ご利用いただける方	個人及び法人のお客様
預入条件	(米ドル外貨定期預金) 法人：50万通貨単位以上、個人：10万通貨単位以上(1補助通貨単位) (トルコリラ外貨定期預金) 原則3万通貨単位以上(1補助通貨単位) 預入日の3営業日前までに野村證券のお取引店でお申込みください。 (トルコリラ外貨定期預金に申込期間が定められている場合は、申込期間以内にお申込みください。) お預入れのお申込みまでに「円普通預金」の口座開設が必要です。
満期時	この預金は自動継続型商品です。 満期日に元金と利息の合計額で満期日時点の金利による同期間の定期預金が設定されます。払出しは、野村證券に開設されたお客様名義の証券口座への送金による方法のみとなります。
利息・税金の概要	満期日一括、付利単位：1補助通貨単位、日割計算(年360日) 個人のお客様は、20.315%(国税15.315%、地方税5%) の源泉徴収税率で計算します。法人のお客様は総合課税(非課税法人の場合は非課税)です。
中途解約	中途解約をご希望の場合は解約日の2営業日前までに野村證券のお取引店でお手続きください。中途解約された場合、中途解約日の普通預金金利が適用されます。 (ご参考) 2026年1月1日現在 米ドル普通預金金利 0.02% (年率・税引前)、トルコリラ普通預金金利 0.02% (年率・税引前)
その他	この預金は預金保険の対象とはなりません。

■ リスクについて

外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払込み外貨の円換算額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

■ 銀行代理店・信託契約代理店を利用したビジネス

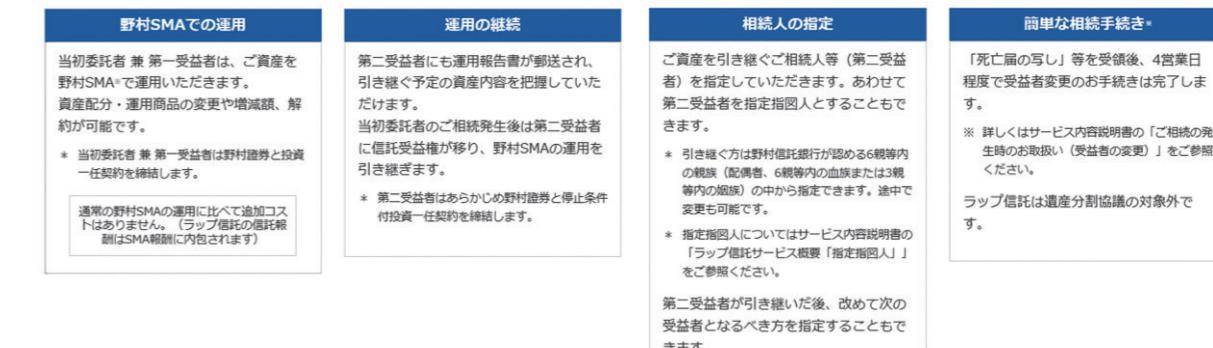
＜ラップ信託＞

長期運用いただきながら、大切な方へ資産をのこすサービスです。万一のときには、あらかじめ指定していただいた方にそのまま運用を引き継ぐことができます。

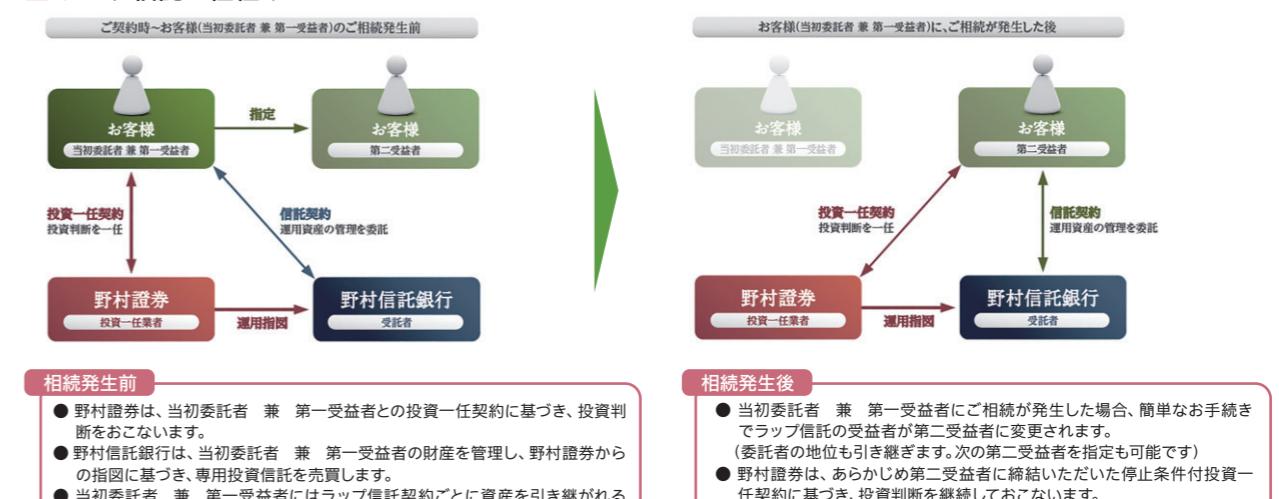
2018年1月にサービスを開始して以降、ご自身の運用をまとめてわかりやすく管理しながら、相続が発生した場合には相続人の方々の手続きを軽減できるサービスとして評価いただいている。2020年9月からは提携銀行を代理店としてのサービス提供も開始しています。

運用状況は財産を引き継ぐ方にもお伝えいたしますので、承継前より財産の内容をお知りいただけます。またご自身の資産運用として自由に増額や一部解約、運用商品の変更をすることもできます。

■ ラップ信託の特徴



■ ラップ信託の仕組み



■ 料金について (2026年1月1日現在)

ラップ信託の料金は、野村SMAにかかる投資一任報酬とSMA報酬(野村信託銀行の信託報酬を含む)の合計額となります。投資一任報酬は最大で運用資産の0.110%(税込み・年率)、SMA報酬は最大で運用資産の1.540%(税込み・年率)となります。このほかに投資信託では運用管理費用(信託報酬)(最大で信託財産の4.00%(概算)(税込み・年率))、信託財産留保額(最大で信託財産の0.5%)、その他費用をご負担いただきます。その他費用は運用状況等により変動するため、事前に上限額等を示すことができません。

なお、上記の投資一任報酬、SMA報酬等は、あくまで最大の料率を表示しておりますので、お客様のご負担になる実際の料率に関しては、お客様が採用されるプランに係る投資提案書等をご参照ください。

■ リスクについて

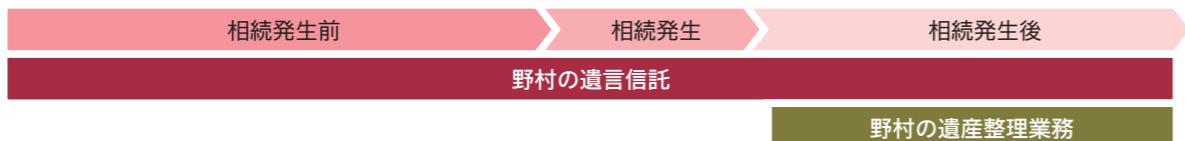
信託財産の運用により生じた利益・損失はすべて受益者であるお客様に帰属します。信託財産は、野村SMA投資一任契約に基づき、専用投資信託への投資を通じて運用をおこないますので、投資元本が保証されているものではありません。詳しくは、お客様向け資料、契約締結前交付書面及び目論見書をよくお読みください。

野村證券は野村信託銀行の信託代理店として信託契約の締結の媒介をおこないます。

事業の展開

■ 野村の相続関連サービス

野村信託銀行では2つの相続関連サービスを提供しています。「野村の遺言信託」は、遺言書の作成のご相談から遺言書の保管、遺言の内容等に関する定期的な照会、遺言の執行に至るまで、相続を幅広くお手伝いさせていただきます。「野村の遺産整理業務」は、相続手続きに不慣れな方や時間に余裕のない方等のために、手続きを円滑に進めるお手伝いとアドバイスをさせていただきます。



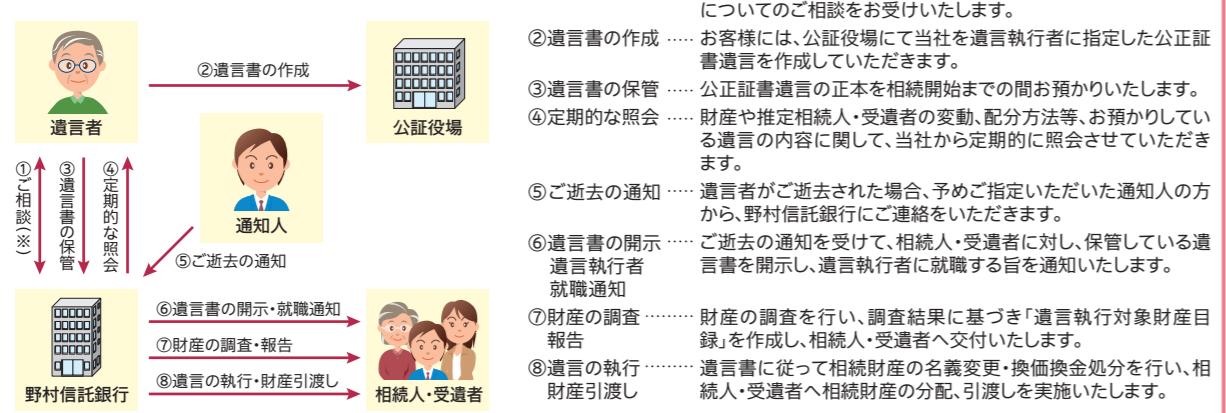
■ 野村の遺言信託

～あなたの想いを「かたち」にして大切な方へつたえるお手伝いをいたします～

野村の遺言信託は、遺言書の作成のご相談から相続発生後の遺言の執行までのお手続きをトータルにサポートさせていただくサービスです。

お客様の遺言書作成のご検討に際し、遺言書の内容についてのご相談をお受けし、遺言書作成をサポートいたします。作成された公正証書遺言の正本を野村信託銀行が相続開始までの間お預かりし、推定相続人・受遺者や財産の変動、配分方法の変更等、遺言の内容に関してお客様へ定期的に照会させていただきます。遺言者がご逝去された後、相続人・受遺者に対し、保管している遺言書を開示いたします。遺言執行者就職後、遺言執行の対象となる財産の調査を行い、調査結果に基づき「遺言執行対象財産目録」を作成し、相続人・受遺者へ交付いたします。遺言書に従って、名義変更・換価換金処分を行い、相続人・受遺者へ相続財産の分配、引渡しを実施いたします。すべての執行手続きが完了した時点で、遺言執行完了の報告をいたします。

野村の遺言信託の流れ



■ 野村の遺産整理業務

～相続手続きのお手伝いをいたします～

野村の遺産整理業務では、相続が発生した相続人様に相続財産の概要や遺言の有無等をお伺いし、相続手続に必要な書類や相続手続きの概要、スケジュール等についてアドバイスいたします。最初に、相続人の皆様に被相続人と相続人全員の戸籍・除籍謄本等を取得していただき、法定相続人を確定いたします。その後、被相続人の財産を調査し、「遺産整理対象財産目録」を作成・交付の上、相続人の皆様に遺産分割協議書を作成していただきます。遺産分割協議書作成にあたってはご希望に応じてお手伝いをさせていただきます。

遺産分割協議書に基づき、預貯金、有価証券等の財産の名義変更手続きや換価換金処分等を行い、遺産分割の手続きをいたします。

■ 投資信託受託業務

野村グループの信託銀行として設立されて以来、当社は証券系信託銀行としての特色を活かした業務展開を図ってまいりました。近年、投資信託においてもデリバティブの活用をはじめ、運用の多様化・複雑化が進んでいますが、お客様の運用ニーズに応じ、幅広い投資対象や運用スキームへの受託態勢を整えています。また時々のトレンドを捉えた新しいファンド組成事案に対しても、受託銀行としてファンドの業務構築に積極的に取り組んでいます。これまでの豊富な経験と実績に裏付けられた業務体制のもとで、これからもお客様のご要望を着実に実現してまいります。

■ 組織・体制

当社は受託業務を資産管理銀行に再信託することなく、自社内で全ての信託財産管理を完結させることで、円滑で堅確な事務処理を実現しています。またお客様の窓口として、新規ビジネス案件等をご提案する「リレーションシップマネージャー」(RM)と、既存案件の各種照会・相談・提言を担当する「カスタマーサービス」(CS)を配置し、新規ファンドや新しい運用スキームのご検討など、お客様の多様なニーズに対して迅速かつきめ細かいサポートを実現しています。

■ 安定した基幹システムの採用

野村総合研究所が開発した“T-STAR/TX(受託版)”(投資信託基準価額計算システム)を投資信託管理の基幹システムとして採用しています。これにより、安定かつスピーディな基準価額算出を実現し、制度変更が発生した場合においても、委託会社様とスムーズな対応を取ることが可能となっています。

■ 新しいサービスのご提供

当社では独自の提携先を活用した、グローバルベースでのマージンコール管理に対応できる店頭デリバティブ証拠金管理体制を構築しており、委託会社様の業務の効率化に貢献させていただいている。また、受託者一者計算による基準価額算出を採用する投資信託スキームを構築し、委託会社様が運用に特化した運営が図れるようサポートする体制を整えました。

■ 業務品質向上への取組み

事務の堅確性・効率性向上のため、体制面、システム面、管理面で様々な取組みを行っています。

これまでの主な取組み(対応中の案件を含む)

- ・SWIFTのMX化に向けた対応
- ・グローバルな決済サイクル短縮化に向けた対応
- ・基幹システム・決済システムのSTP化推進
- ・受託者一者計算の実現
- ・デジタル人材育成
- ・オルタナ投資や非上場株への対応
- ・デリバティブ・証拠金管理体制の強化
- ・制度変更・税務関連等にかかる情報配信の拡充
- ・ETF設定・交換制度対応(プラットフォーム、清算制度)
- ・RPAの導入やデジタル化等による業務効率化
- ・事務ミス、ヒヤリハット削減に向けた業務改善活動の促進

■ 先進国・新興国を含め70ヶ国以上の市場に対応

当社の強みの一つは、外国投資への対応力です。主要市場はもとより、新興国市場においても早くからカストディアン・ネットワークの構築を進めており、現在では約70ヶ国の市場をカバーしています。特に新興国市場に関しては、国内からの投資実績のない市場を含め、現地の税制度や市場慣行の情報収集や調査、投資を行う上での業務課題の洗出しや検討を行い、お客様に対して業務フローのご提案・ご説明を行っています。カストディアンの選定に当たっては、お客様の運用ニーズや投資特性に合わせて最適なカストディアンをご提案しています。また、当社が契約するすべてのカストディアンに対して、毎年定期的な現地実査等と評価を行い、必要に応じて改善策の検討要請を行うなど、海外における資産保全の確実性を確かなものにする態勢をとっています。



事業の展開

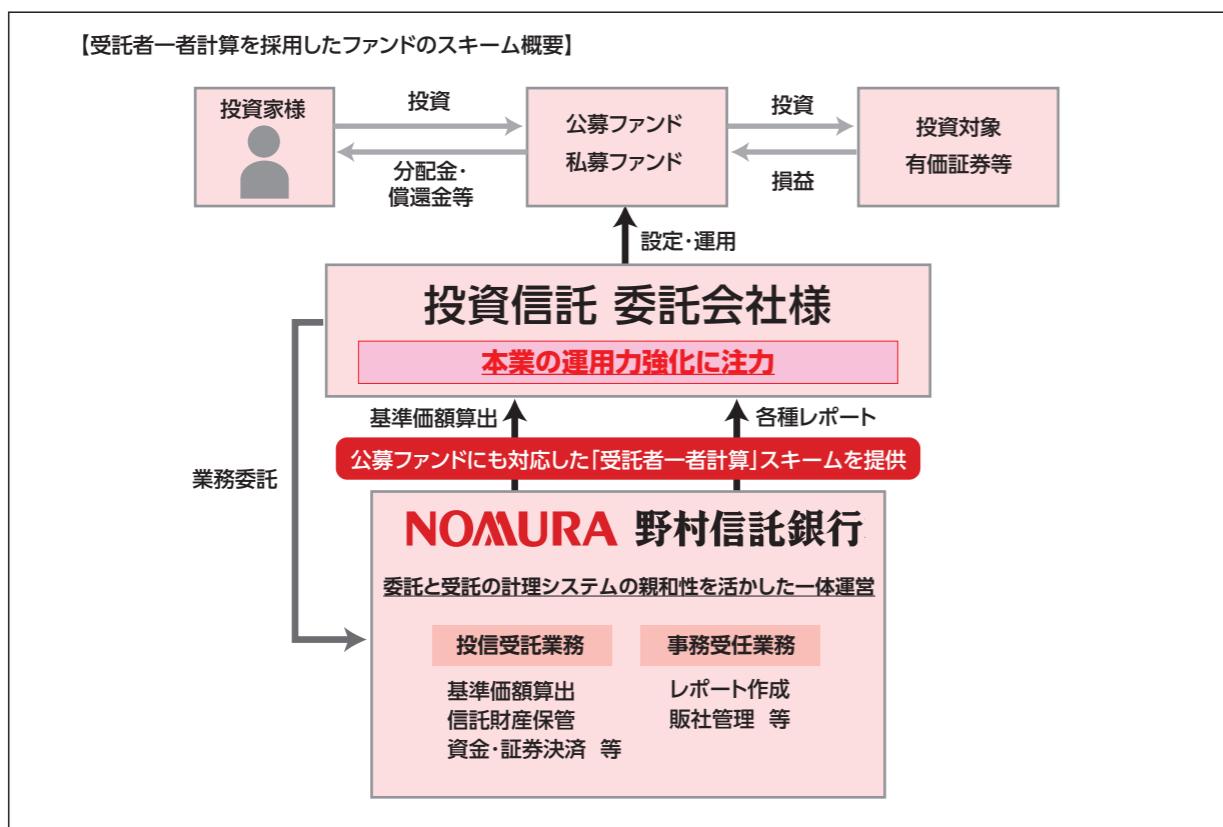
■ 投資信託受託業務

■ 受託者一者計算への取り組み

当社は、2024年に受託者一者計算による基準価額算出を採用する投資信託スキームを構築しました。日本政府が「資産運用立国実現プラン」を掲げ、資産運用業の高度化が求められている中で、長年の商慣行として行われてきた、国内籍投資信託における二者による基準価額算出が、業務運営の合理化・効率化の障壁、ならびに資産運用ビジネスへの参入障壁の一つとなっている可能性を指摘されてきました。当社は、公募投資信託として日本で初めて受託者である野村信託銀行のみが基準価額を算出する一者計算スキーム（以下「本スキーム」）を実現し、これにより委託会社様の投資信託計理業務等の効率化と受益者の利益向上に貢献していきます。

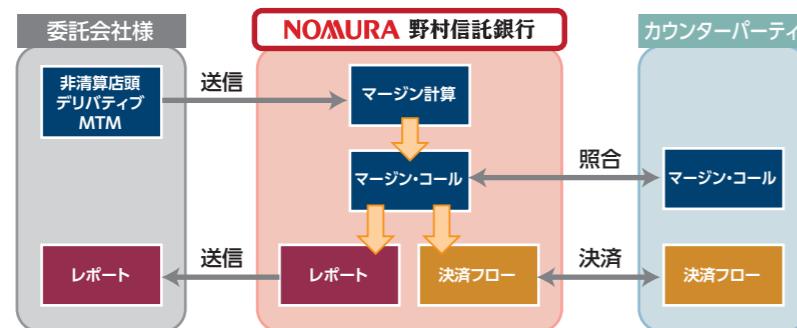
委託会社様は、投資信託の基準価額を二重に計算する非効率な慣習を見直すことにより、運用力の強化に注力することが可能となります。

本スキームは、委託者と受託者の投信計理システムの親和性を有効に活用し、受託者である野村信託銀行が委託会社様の投信計理業務も一体的に運営するサービスを提供するものです。



■ 証拠金管理事務フローについて

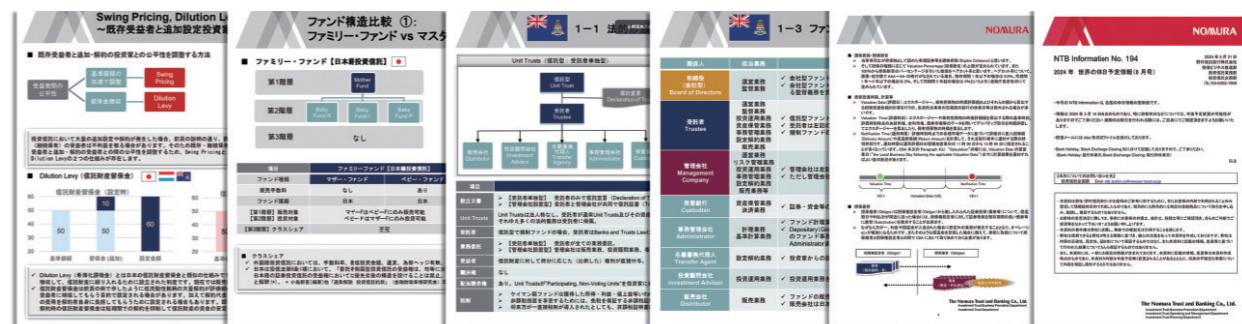
トータル・リターン・スワップ等の証拠金管理に係る事務を受託銀行の業務として行えるよう体制を整えました。包括指図のもと非清算店頭デリバティブ取引のMTMを当社にお渡し頂ければ、ブローカーとの間のマージン・コール（照合）、レポート作成、決済等を当社が一貫して対応いたしますので、委託会社様の事務負荷を大幅に軽減することができます。



■ 投資信託受託業務

■ 野村グループを活かした情報配信

当社では【NTB Information】と題して委託会社の皆様への情報発信を行っています。海外の税務、休日情報等、日常実務やビジネスの推進に役立つ情報を、タイムリーにお届けしています。また、グループ会社、ならびに社内外の講師による国内外のアセットマネジメント業界の動向、制度や投資規制に関するセミナーを適宜開催しています。



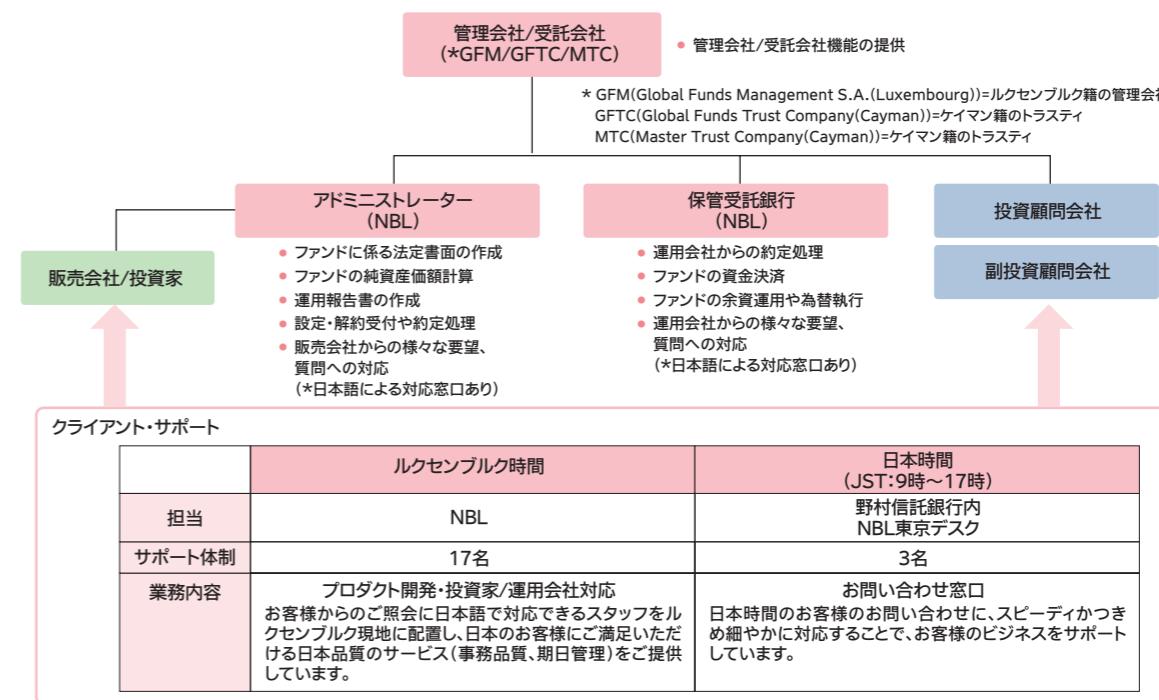
=オフショア・ファンド・セミナーの開催=野村信託銀行は、2024年10月にノムラ・バンク・ルクセンブルク(NBL)、野村資本市場研究所と共に『オフショア・ファンド・セミナー』を開催しました。当日は80名を超える参加者となり、野村資本市場研究所より「欧州のファンド業界を巡る動向」を、ノムラ・バンク・ルクセンブルク(NBL)より「Nomura Bank(Luxembourg)のご紹介」、「Global Funds Management(GFM)のご紹介」などについての説明を行いました。

■ 外国籍投資信託関連業務

■ ノムラ・バンク・ルクセンブルク (NBL) および NBL のサービスに対するお問い合わせ窓口について

ノムラ・バンク・ルクセンブルク (NBL) 並びにその関連会社は、野村グループの資産運用ビジネスのハブとして、ルクセンブルク籍およびケイマン籍の外国籍投資信託にかかる事務代行業務、保管受託業務などの専門性を活かした役割を担っています。特に、NBLは伝統的資産に比べ難易度の高いプライベート・エクイティや不動産などのプライベートアセットの取扱いについては豊富な実績と知見を有しており、ここ数年のプライベートアセットのニーズの高まりとともにビジネス機会が拡大しています。

当社は、NBLとの業務委託契約のもとで、外国籍投資信託にかかる財産管理サービスのご案内や様々な情報提供を行っています。また、NBLのお客様に対する日本時間のお問い合わせ窓口として、当社内に「NBL 東京デスク」を設置し、お客様の日々の業務をスピーディにサポートしています。



事業の展開

■ サステナビリティへの取り組み

<野村グループにおけるサステナビリティ>

■ 野村ホールディングス サステナブルな社会の実現に向けて

野村グループは、「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」というパーザスのもと、サステナビリティに関する考え方をこのパーザスと軌を一にするものとしてとらえ、さまざまな取り組みを進めています。また、パーザスを具体的な行動に移すための指針である「野村グループ行動規範」の中でも「持続可能な社会への貢献」として、以下の考え方を示しています。

【野村グループ行動規範 18 持続可能な社会への貢献】

私たちは、すべての国や地域における文化と慣習を尊重するとともに、環境や社会に対する責任を常に意識して行動します。また、様々な社会貢献活動に積極的かつ持続的に取り組みます。

～サステナビリティ（持続可能性）に関する野村グループの考え方～

私たちは、地球環境の保全や多様な人々の活躍の推進といった取り組みが経済活動や社会の維持と発展に不可欠であることを認識しながら、金融商品や各種サービスの開発・提供を行うとともに、私たち自身が持続的に成長していくために、グローバル展開やコーポレート・ガバナンスの強化などの取り組みを進めています。野村グループの企業価値向上と社会全体の持続的な成長は同じ道の上にあります。すべての役職員がサステナビリティに関する視点を持つことが重要です。

<野村信託銀行のサステナビリティ方針・SDGsへの貢献>

当社は、野村グループの信託銀行として、「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」というパーザスに基づき、持続可能な環境・社会の実現に向けた取り組みを進めるにあたり、当社におけるサステナビリティに関する活動の原則として、本方針を定めます。

■ 基本的な考え方

野村グループは、創業者である野村徳七の時代から連継と続く「創業の精神」を基礎とした『野村グループ企業理念』にも明記されている「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」というパーザスおよび「Reaching for Sustainable Growth」という経営ビジョンのもと、それぞれが、挑戦・協働・誠実という価値観に基づき、横断的に連携し、グループの総合力を最大限発揮することで、お客様をはじめすべてのステークホルダーの期待・ニーズに応えるとともに、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

また、野村グループは、サステナビリティに関する活動の方向性、および環境や社会的リスクに対してどのように対応していくかについて、ステークホルダーの皆様と共有し、持続可能な環境・社会の実現を一層推進していくことを目的として、『野村グループサステナビリティ・ステートメント』を制定しています。

当社においても、野村グループの一員として、グループ各社との連携を強化し、スピード感をもって質の高い商品やサービスを提供することにより、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

取り組みにあたっては、経営陣によるサステナビリティの重要性に対する十分な認識の下、野村グループの方針等や重要課題（マテリアリティ）を踏まえ、実施してまいります。

また、当社ではさまざまなバックグラウンドや価値観を持つ社員が、それぞれの個性や能力を各々のビジネスの現場で遺憾なく発揮し、変革に挑戦できるよう、働き方改革やインクルージョンの取り組みをはじめとする各種の取り組みについても進めてまいります。

■ 重要課題（マテリアリティ）

野村グループは、2030年に向けた経営ビジョン「Reaching for Sustainable Growth」の達成に向けて重点的に取り組むべき事項として、「野村グループ経営の重要取り組みテーマ（マテリアリティ）」を策定しています。このうち、当社において特に重要性の高い課題を特定し、グループとして目指す姿を踏まえ、取り組みを進めてまいります。

野村グループのマテリアリティと取り組むべき内容

持続可能なグローバル・ビジネスモデルの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス・ポートフォリオの多様化 ・適切な資源配分を通じた安定収益への貢献
環境・社会課題に対する取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティ関連ビジネス ・自社環境活動
テクノロジー進化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバーセキュリティ対策 ・デジタル・アセット領域ビジネスの拡大
人材の育成と多様性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルージョンの推進 ・Well-Being ・人権尊重 ・教育研修機会の拡充
顧客や市場からの信頼	<ul style="list-style-type: none"> ・コーポレート・ガバナンスの高度化 ・リスク・マネジメントの高度化

■ 推進体制

野村グループでは、経営レベルであらゆるサステナビリティの取り組みにかかる意思決定を行うことにより、グループ全体の持続的成長に欠かすことができない社会課題の解決に資することを目的に、グループCEOを委員長とするサステナビリティ委員会を設置しています。

当社においても、経営陣によるサステナビリティに係る取り組みの重要性に対する十分な認識の下、「サステナビリティ委員会」を設置し、当社における推進体制整備や全社における具体的な活動に取り組んでいます。

委員会は、「サステナビリティ推進責任者」として任命した総合企画部担当役員を委員長とし、委員長が指定する役員または部室の長、もしくは当該部室の「サステナビリティ担当」を委員として構成しています。委員会の活動にあたっては、グループのサステナビリティ関連部署との情報共有その他の連携を適切に実施するとともに、サステナビリティに係る研修等の実施により、社内の意識醸成ならびに人材育成を図ってまいります。委員会の活動内容は取締役会および経営会議に報告します。

■ エンゲージメント

当社は、本方針の目的を達成するため、ステークホルダーの皆様との対話等により、取り組みの共有を実施してまいります。また、本方針の実践においては、グループの企業理念を基本觀とします。

■ 改定

当社は、外部環境の変化やステークホルダーの皆様との対話等を適切に反映するため、本方針の内容を必要に応じて改定いたします。

■ SDGsへの貢献



<野村信託銀行のサステナブル・ファイナンス実績>

野村不動産ホールディングス株式会社（本社：東京都新宿区）が国内初の取り組みとして構築した「包括型 サステナビリティ・リンク・ローン フレームワーク」に当社が相対で参画し、2022年8月に当社初のサステナブル・ファイナンスを実行しました。

なお、当該ファイナンスは2019年度対比で2030年までにCO₂の35%削減をサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットとするローンとなっています。

【野村不動産株式会社が手掛ける芝浦プロジェクト完成予想図】



事業の展開

■ 健康経営への取り組み

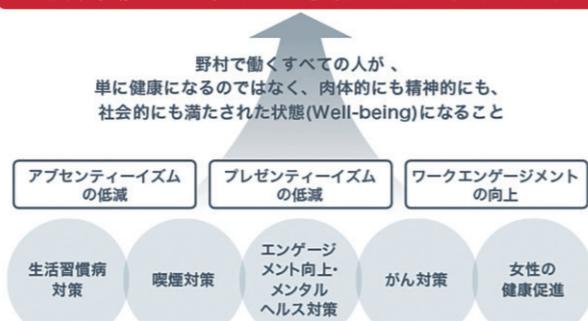
■ 基本的な考え方

- ・野村グループの最大の財産は、人材です。社員一人ひとりがもつ独自の強みを十分に発揮し、活躍するためには、心身ともに健康であることが重要です。野村グループは、適正な労働条件や労働安全衛生、快適な職場環境の整備をはじめ、社員が意欲をもって働き続けられるよう、育児・介護支援等の福利厚生諸制度の充実や、社員の健康保持・増進に力を入れています。
- ・当社もグループの方針に沿って、社員一人ひとりが自らの強みを発揮し活躍できるよう、目標を定め取り組んでいます。心理的安全性を高め、働きやすい職場環境づくりを進めることで、社員がいきいきと働き結果的に成果に結びつけられるよう各種施策を実施しています。

■ 健康経営の推進

- ・野村グループの創業者である野村徳七が自叙伝的日記（『蔦葛』）で「健康は我々の最大の資本である」と述べるなど、当グループは創業時から従業員の健康を重視してきました。その精神を引き継ぎ、2016年7月に「NOMURA健康経営宣言」を採択し、健康経営推進責任者（Chief Health Officer、以下CHO）のもと、健康保持・増進に向けた取り組みを推進しています。

金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する



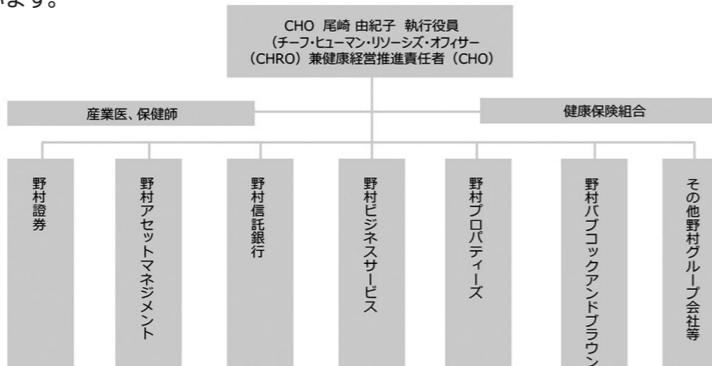
■ 健康経営宣言

「NOMURA健康経営宣言」

野村グループの最大の財産は、人材です。社員一人ひとりが自らのもつ能力や個性を十分に発揮し、活躍するためには、心身ともに健康であることが重要です。この理念のもと、野村グループは社員の健康保持・増進を経営的な視点でとらえ、主体的に取り組んでいきます。

■ 健康経営の推進体制

- ・CHOのもと、健康保険組合、産業医・保健師等、グループ各社が一体となり推進しています。
- 定期的に開催している「健康経営推進協議会」には、CHOのほか人事担当役員、人事部門長、健康保険組合、産業医等がメンバーとして参加しています。
- 社員の健康リスクの保有状況や生活習慣病のハイリスク分析、職場の健康リスクの分析に基づく健康課題の把握や、施策の立案及び実行、結果検証を組織として一貫して行うことで、積極的に社員の健康づくりを進めるとともに、労働安全衛生体制を強固にしています。



- ・当社では、経営会議が人事担当役員から健康経営の取り組み状況の報告を受け、その進捗状況を把握し、施策の推進を行っています。
- 人事担当役員は、時間外労働や深夜業、有給休暇の取得状況等、社員の働き方に関わることの他、健康リスクレポートや心理的な負担の程度を把握するための検査結果（ストレスチェック）等、社員の心身の健康に関する情報を把握し、対策・検証を行うことで、Well-beingな職場環境づくりと労働安全衛生体制の強化を図っています。

■ 健康経営のゴールと目標

野村グループでは、全ての社員、お客様、そして社会全体が単に健康になるのではなく肉体的にも精神的にも、社会的にも満たされた状態(Well-being)となることを目指しています。まずは、社員自身がWell-beingになるために「アブセンティーアイズムの低減」「プレゼンティーアイズムの低減」「ワークエンゲージメントの向上」が必要との認識に基づき、これらを健康経営を推進するうえでの目標としています。

	野村グループ	野村信託銀行	
	目標値 (2025年度)	実績 (2024年度)	実績 (2024年度)
アブセンティーアイズム(百万円)	低減させる	638.2	40
プレゼンティーアイズム(%)	10	17.9	16.6
ワークエンゲージメント(偏差値)	60	53.7	49.7

※アブセンティーアイズム：傷病による欠勤とともに損失額をいい、当該年度の平均年収に社員数と年間傷病休暇利用率を乗じて算出。健康経営の取り組みを推進することにより低減させることができますが、体調不良時に休みやすい環境整備も必要であるため現時点では目標値は出さずモニタリングに努めます。

※プレゼンティーアイズム：出勤をしているものの、健康上の問題によって完全な業務パフォーマンスが出せない状況をいい、数値はSPQ(Single-Item Presenteeism Question 東大1項目版)の回答により選出されたプレゼンティーアイズムによる生産性損失割合になります。

※ワークエンゲージメント：仕事に対してポジティブで充実した心理状態を示す値。全国平均を50とした偏差値で、ストレスチェックの回答により算出しています。

◆◆野村信託銀行の健康経営目標◆◆

項目	目標
心と身体の健康	健康診断受診率 100% 二次検査受診率 100% 心の健康の保持・増進
働き方	年次有給休暇の年間取得日数10日以上 100% (連続5営業日取得を強く推奨) 時間外勤務の低減 男性社員の育児休業取得率 100%
職場環境	持続可能なエンゲージメントの向上
地域・社会とのつながり	各種社会貢献活動への積極的な自主参加

◆ 主な取り組み

1. 健康診断・人間ドック

病気の早期発見・早期治療につなげるため、健康診断・人間ドック受診率100%を目標に設定。20代は定期健康診断、30歳以上は人間ドックの費用を会社と健康保険組合が全額補助し、女性は20歳以上に子宮頸がん検診、30歳以上に乳がん検診を補助しています。
人間ドック受診時は有給の「人間ドック休暇」を取得可能としています。また、健康診断の結果、医師から指示があった場合に早期治療の機会を逃さないよう二次検査を受けるための有給の「二次検査休暇」を利用できます。

2. 健康ポイント制度

健康推進プラットフォーム「WellGo」を活用した健康ポイント制度です。
歩数や、食事、睡眠などのログ記録など、健康のためにがんばると「My Health Points」が付与されます。
たまたまポイントは、Amazonギフト券や寄付等に交換可能で、健康に向けて、健康を維持するためにがんばる社員をサポートしています。

3. コミュニケーション活性化

社内外のコミュニケーション活性化事例集を作成し、各部署が自発的にコミュニケーション活性化を進めるツールとしています。
また、心理的安全性を高め、お互いを尊重し合う職場環境となることを目指して、コミュニケーションに関する研修を実施しています。

◆ 認定制度

健康経営優良法人2025

野村信託銀行は、2022年から3年連続で健康経営優良法人に認定されました。
健康経営優良法人認定制度とは、特に優良な健康経営を実践している企業等が社会的に評価される環境を整備することを目的に、企業規模別に「健康経営優良法人」を日本健康会議が認定する制度です。



◆ 健康増進イベント

1. さつきラン＆ウォーク2024企業対抗戦に参加

2024年5月開催のイベントに希望する社員が参加し、平均8,800歩/日を達成。Doスポーツ優秀賞と企業ベスト賞を受賞しました。

2. 健康ミニセミナーの実施

社員の生活習慣上の課題解決に向けた取り組みの一環として外部講師を招聘し、2024年9月に『快眠セミナー』、12月に『パソコン作業の疲れ改善セミナー』を開催しました。

事業の概況

■ 主要な経営指標

■ 主要な経営指標等の推移		
項目	2024年3月期	2025年3月期
損益の状況		
経常収益	33,807	37,641
業務純益	7,312	8,042
実質業務純益	7,312	8,042
コア業務純益	7,395	8,252
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	7,395	8,252
経常利益	7,628	8,187
中間(当期)純利益	5,460	6,027
資産・負債及び資本		
資本金	50,000	50,000
発行済株式総数(千株)	1,400	1,400
純資産額	94,892	98,153
総資産額	2,141,420	2,075,418
預金残高	1,306,699	1,357,338
貸出金残高	914,097	1,044,434
有価証券残高	296,090	310,655
1株当たりの情報		
1株当たり純資産額(円)	67,780	70,109
1株当たり配当額(円)	1,950	2,150
1株当たり中間(当期)純利益(円)	3,900	4,305
配当性向(%)	49.99%	49.93%
従業員数(人)	579	600
単体自己資本比率(%)	19.72%	14.65%
自己資本利益率(%)	5.94%	6.64%
信託財産の状況		
信託報酬	13,582	15,331
信託財産額	42,715,430	51,296,776
信託勘定貸出金残高	297,376	304,054
信託勘定有価証券残高	6,734,966	8,394,538

(半期、単位:百万円)

2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期
17,666	17,320	25,843
4,529	3,806	3,479
4,529	3,806	3,479
4,529	3,806	3,466
4,529	3,806	3,466
4,898	4,027	4,087
3,583	2,870	2,092
50,000	50,000	50,000
1,400	1,400	1,400
91,998	96,161	97,697
2,059,147	1,984,724	2,238,157
1,098,944	1,320,577	1,361,561
836,760	974,628	1,093,442
315,053	298,865	364,806
65,713	68,686	69,783
—	—	—
2,559	2,050	1,494
—	—	—
562	599	613
20.78%	17.34%	14.89%
7.82%	6.38%	4.43%
6,687	7,416	8,024
40,928,990	48,297,705	52,793,501
308,305	347,025	328,656
6,258,261	7,418,385	10,097,578

1. 損益の状況

損益の状況につきましては、信託報酬が前年同期比6億7百万円増加、資金収支が前年同期比54百万円減少、役務取引等収支が前年同期比8億17百万円増加、その他業務収支が前年同期比7億12百万円増加したことにより、業務粗利益は前年同期比20億83百万円増加し156億15百万円となりました。この結果、経常利益は40億87百万円、中間純利益は20億92百万円となりました。

■ 利益総括表

項目	2024年3月期	2025年3月期	2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期	(年度、単位:百万円)
業務粗利益	25,323	27,955	13,107	13,531	15,615	2,083
信託報酬	13,582	15,331	6,687	7,416	8,024	607
資金収支	5,236	7,087	2,533	3,541	3,487	△ 54
役務取引等収支	3,616	2,956	1,703	1,378	2,195	817
その他業務収支	2,888	2,578	2,181	1,195	1,907	712
経費(臨時の経費を除く)(△)	18,010	19,912	8,577	9,725	12,135	2,410
人件費(△)	7,425	8,144	3,408	4,077	4,183	105
物件費(△)	9,576	10,503	4,641	5,131	7,154	2,023
税金(△)	1,008	1,265	527	516	797	281
業務純益	7,312	8,042	4,529	3,806	3,479	△ 326
臨時損益	316	144	368	220	607	387
うち貸倒引当金戻入益	347	199	383	249	629	380
経常利益	7,628	8,187	4,898	4,027	4,087	60
特別利益	27	51	12	20	15	△ 5
その他の特別利益	27	51	12	20	15	△ 5
特別損失(△)	0	355	0	0	846	846
固定資産処分損(△)	0	0	0	0	204	204
減損損失(△)	—	94	—	—	—	—
その他の特別損失(△)	—	260	—	—	642	642
税引前中間(当期)純利益	7,656	7,883	4,910	4,048	3,256	△ 791
法人税、住民税及び事業税(△)	5,495	8,895	6,350	2,527	5,037	2,510
法人税等調整額(△)	△ 3,299	△ 7,039	△ 5,023	△ 1,349	△ 3,872	△ 2,523
法人税等合計(△)	2,196	1,855	1,326	1,177	1,164	△ 12
中間(当期)純利益	5,460	6,027	3,583	2,870	2,092	△ 778

事業の概況

2. 信託財産の状況

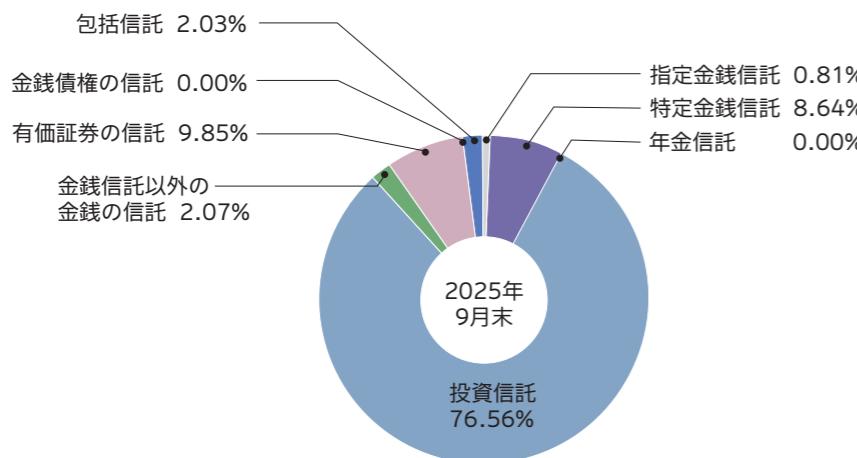
信託財産の状況につきましては、特定金銭信託の受託残高が前期末比1,469億円増加し4兆5,647億円、有価証券の信託の受託残高が前期末比1兆4,469億円増加し5兆2,016億円となりました。

全体では、前期末比1兆4,967億円増加し、52兆7,935億円となっております。

■ 信託財産残高表

		(単位：百万円)				
負債		2023年9月末	2024年3月末	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
指 定 金 銭 信 託		400,272	388,203	439,498	404,867	432,537
特 定 金 銭 信 託		3,320,185	3,744,761	4,032,503	4,417,827	4,564,732
年 金 信 託		850	819	816	838	773
投 資 信 託		32,447,097	33,853,538	38,706,363	40,541,363	40,421,908
金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託		878,860	934,843	1,031,892	1,064,691	1,096,289
有 価 証 券 の 信 託		2,805,289	2,788,473	3,021,459	3,754,709	5,201,687
金 銭 債 権 の 信 託		1,462	822	764	764	705
包 括 信 託		1,074,973	1,003,967	1,064,407	1,111,713	1,074,867
合 計		40,928,990	42,715,430	48,297,705	51,296,776	52,793,501

■ 信託財産の割合



3. 自己資本の状況

自己資本の状況につきましては、2025年9月末の自己資本比率が14.89%（国内基準）となっており、健全な水準を維持しております。

■ 単体自己資本比率（国内基準）

項目	2023年9月末	2024年3月末	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
コア資本に係る基礎項目 [A]	97,161	96,343	99,253	99,450	100,912
コア資本に係る調整項目 [B]	5,401	6,116	9,359	12,878	13,144
自己資本 [C] (= [A] - [B])	91,759	90,226	89,893	86,571	87,768
リスク・アセット					
資産(オン・バランス)項目	386,822	403,207	460,837	516,742	511,859
オフ・バランス取引項目	6,265	5,521	5,027	27,933	30,186
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	3,412	2,523	3,549	4,413	4,558
オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	44,921	46,286	48,895	41,601	42,765
計 [D]	441,421	457,538	518,311	590,690	589,369
自己資本比率(国内基準) (= [C] / [D] × 100)	20.78%	19.72%	17.34%	14.65%	14.89%

(注) 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく2006年金融庁告示第19号に定められた算式に基づいて、2025年3月末からはバーゼルⅢ最終化を適用して算出しております。

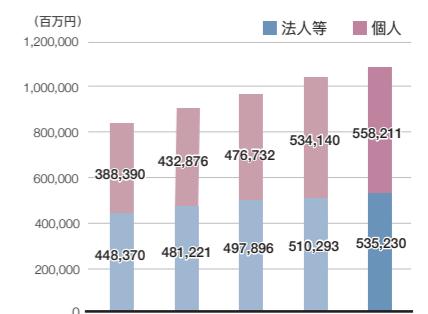
主要業務の業績

＜貸付業務＞

当社は、法人等向け貸出に加え、「キャッシングサービス」を通じて提供している有価証券担保ローンサービス「野村Webローン」等を通じて、個人のお客様にも広く貸出を行っております。

当中間期末の貸出金残高の合計は、1兆934億円となっております。

■ 貸出金残高

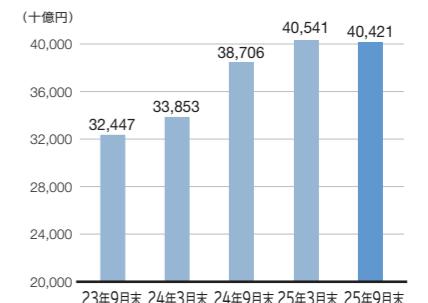


(注) 法人等には、信託勘定向けの貸出も含みます。

＜投資信託の受託業務＞

投資信託の受託残高につきましては、40兆4,219億円となりました。また、米国公認会計士協会による保証業務基準書第18号(SSAE18)に基づく、独立監査法人による監査において、適正意見を取得し、事務品質の向上に努めています。

■ 投資信託受託残高



■ 経営体制

当社は、野村グループの信託銀行として、野村ホールディングスの統一された戦略の下で経営を行っております。当社は、野村グループのビジネス・ラインを踏まえた上で、効率的な業務運営を実現するための経営体制を構築し、さらに役員及び社員に「野村グループ行動規範」の遵守を徹底することで、法令諸規則に照らして適切な経営を推進しています。

当社は、監査等委員会設置会社です。経営に関する重要事項を決議・承認する機関として取締役会を設置し、取締役会が経営の基本方針や業務執行取締役の職務分掌及び指揮命令関係等を決定するとともに、業務執行に係る決定権限を業務執行取締役である代表取締役社長に委任することで意思決定の迅速化を図っています。

また、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が業務執行に係る監査を行うことで、経営に対する監督機能を強化し、経営の透明性の向上を図っています。

さらに、業務運営に関する重要事項・重要案件を決議・承認する機関として代表取締役社長を議長とする経営会議を定期的に開催し、スピード感のある業務執行が行われる体制を敷いています。

監査等委員会は、法令に定める権限を行使し、外部監査法人及び社内組織を活用して、業務運営や取締役及び執行役員の職務執行の適法性・妥当性・効率性について、監査を行っています。監査の方法、経過及び結果については、定期的に取締役会に報告を行っています。また、必要に応じて野村ホールディングスの監査委員会と連携することとしています。さらに、監査等委員会及び非業務執行取締役の職務を補助するため、業務執行から独立したスタッフを配置した「取締役会室」を設置し、監査等委員会及び取締役会による執行部門に対する監査・監督機能の強化を図っています。

■ 内部監査体制

当社では、各業務部門から独立したインターナル・オーディット部が、業務執行・リスク管理体制における内部統制の有効性及び妥当性を検証し、改善に向けた提言等を行っています。

インターナル・オーディット部では、内部監査人協会が定める内部監査の実施に関する基準等を踏まえ、「野村グループ・インターナル・オーディット規程」及び当社の「インターナル・オーディット規程」に従い、リスクの種類・程度を把握した上で、深度・頻度に配慮したインターナル・オーディット計画を毎年度策定し、実効性のある内部監査を実施しています。

監査結果については、遅滞なく当社経営陣及び監査等委員会に報告しています。また発見された課題については、対応状況に関するフォローアップを行い、内部管理態勢の一層の充実に努めています。

- リスク管理委員会 リスク・アペタイトに基づき、統合的リスク管理に関する重要事項について審議・決定します。

- ALM委員会 資金運用・調達に関する基本戦略の策定、承認に関する事項について審議・決定します。

- 新規商品等検討委員会 新規商品の提供又は新規事業の開始に内在するリスクを分析・評価し、経営会議が当該新規商品の提供又は新規事業の開始を判断するに際し、必要な情報を提供します。

- 運用委員会 受託財産の裁量権のある運用業務における各種運用方針のほか、運用商品のラインナップに組み入れる運用商品及び運用会社の採用の可否等、並びに個別の運用モデル等について審議・決定するとともに、運用商品等のパフォーマンス及びリスク管理状況についての情報共有を図ります。

- 運用リスク管理委員会 受託財産の裁量権のある運用の適切性を確保するために、受託財産にかかるパフォーマンス、リスク管理状況及び顧客対応状況等を定期的に確認し、必要に応じ、運用委員会等に対して改善の勧告・指示を行うほか関連事項の周知徹底を図ります。

- 指定運用信託貸付取引検討委員会 対象となる契約の締結及びその後の信託財産の運用・管理が、顧客保護、利益相反管理、銀信分離、法人関係情報管理の観点から適切に行われるよう、審議・決定を行います。

- コンプライアンス委員会 法令諸規則の遵守等、当社のコンプライアンスに関する事項について審議・決定します。

- 業務改善・業務品質向上委員会 実効性の高い内部管理態勢の構築並びに日常事務を中心とした業務の品質向上の一環として、部内検査による取り組みを中心とした、事務の全般の改善・向上に向けた施策を実施します。

- 危機管理委員会 当社の危機管理対策を審議・決定します。

- オペレーション・リスク委員会 オペレーション・リスク管理を適切かつ円滑に遂行するため、オペレーション・リスクに関する事項の審議・調整等を行います。

- CS向上・顧客保護等委員会 顧客の正当な利益の保護や利便性及び顧客満足度の向上の観点から、顧客説明管理、顧客サポート等管理、顧客情報管理、外部委託管理、利益相反管理、CS向上について、継続的な取り組みを行っています。

- サステナビリティ委員会 当社におけるサステナビリティ推進体制整備及び継続的な取り組みのサポート、並びに経営会議へのサステナビリティ推進に関する報告を実施します。

- 特定取引審査会 外部有識者を含む野村グループ出身者以外の委員により構成され、当社の業務運営に係る重要な経営判断に際し、銀行経営の独立性が確保されていることを検証し、審議対象案件の決裁権者に答申を行います。

内部管理態勢－法令等遵守

法令等遵守の運営体制

当社は、金融機関としての社会的責任及び公共的使命の重みを常に認識し、法令諸規則のみならず広く社会的規範を厳格に遵守することで、質の高い金融サービスをお客様に提供していきたいと考えています。

当社では、法令等遵守を経営における最重要課題の一つとして位置付けており、取締役会にて「法令等遵守方針」を策定し、法令等遵守の基本姿勢を決定しています。

さらに、本方針に基づき、経営会議にて「コンプライアンス規程」を策定し、法令等遵守の実践に係る具体的行動への取り組みを定めています。

法令等遵守方針

当社は、野村グループの一員として、野村グループ行動規範に則り、法令等遵守を旨とする企業風土の醸成と企業倫理の構築に努め、社会的規範にもどることのない誠実かつ公正な企業活動を実践する。

1. 法令等遵守の基本姿勢

当社は、金融機関としての社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立を、業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、その実現に向けた積極的な取り組みを行うものとする。

2. 法令等遵守に対する個々人の取り組み

当社の役員及び社員は、業務上必要な法令諸規則のみならず広く社会的規範について、不斷に知識の修得に努め、より高度な企業倫理に根ざした行動に取り組むものとする。

3. 社会的信頼の確立

当社は、ステークホルダーに対する説明責任を通じて、法令等遵守を旨とする誠実かつ公正な企業活動を実践することを示し、社会の一員としての信頼を確立するものとする。

「コンプライアンス規程」に基づき、社長を委員長、経営会議にて任命されたコンプライアンス・オフィサーを副委員長、各部室長を委員とするコンプライアンス委員会を設置し、当社におけるコンプライアンスに関する事項について審議・決定する体制としています。審議内容は、委員長によって定期的に取締役会、経営会議及び監査等委員である取締役に報告されます。当社は、毎年度コンプライアンスの実践計画として目標及び諸施策を掲げた「コンプライアンス・プログラム」を作成することとしており、コンプライアンス委員会で審議・検討後、経営会議で承認しています。「コンプライアンス・プログラム」に規定された諸施策の進捗・達成状況については、コンプライアンス委員会において定期的に報告されるとともに、委員長から監査等委員である取締役に報告しています。

当社の法令等遵守に係る管理・統括は、コンプライアンス・オフィサーとコンプライアンス統括部とが連携して実施しており、各部室に、コンプライアンス活動の推進を担当する業務管理者を置いています。

コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス会議を主催し、各部室の定めたコンプライアンス実践計画の進捗・達成状況を確認し、業務管理者とコンプライアンス上の課題について討議しています。

業務管理者は、社員全員に対するコンプライアンス精神及び社会常識を踏まえた業務への取り組みを徹底するとともに、担当部室のコンプライアンス活動を把握しコンプライアンス・オフィサーに定期的に報告を行っています。

コンプライアンス統括部は、月次のコンプライアンス研修、「野村グループ行動規範」の浸透にかかるさまざまな取り組みを行い、コンダクト・リスク管理レベルの向上に努めています。当社就業者は、当社の内部通報制度のほか、野村グループのホットライン相談窓口も利用可能としており、健全で風通しの良い企業文化を醸成するための活動を継続しています。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与、及び拡散金融対応・経済制裁措置対応について

当社では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(AML/CFT)に関し、犯罪収益の流入、テロリストへの資金供与、大量破壊兵器等の開発・保有・輸出等に繋がる拡散金融を防ぐために高いレベルの管理体制をもってこれを防ぐことを基本方針としています。

また、日本の『外国為替及び外国貿易法』に基づく規制や資産凍結等の措置に加えて、日本への域外規制があり得るUS(米国)、EU(欧州連合)、UK(英国)、UN(国連)による経済制裁措置を遵守していくこと(経済制裁対応)についても基本方針としています。

さらに、これらAML/CFT及び経済制裁対応(以下「AML/CFT等」といいます。)について、経営上の重要な課題として位置づけたうえで、AML/CFT等に係る方針として、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規程」などの規程及び事務総則を制定し、当社が構築すべきAML/CFT等管理態勢について定めています。

当社では、業務に關係する国内外の法令諸規則を遵守し、金融活動作業部会(FATF)が定める勧告など国際的な規制動向にも注視しながら、AML/CFT等管理態勢の強化を図っています。当社のAML/CFT等に係る最高責任者であり、AML/CFT等管理態勢を整備し、その実効性を維持する責任者としてAML/CFT統括責任者を選任しています。また、効果的なAML/CFT等管理態勢を構築・維持するため、AML/CFT統括責任者を補佐するコンプライアンス統括部マネー・ローンダリング対策室を設置しています。

AML/CFT等の防止に向けた具体的な対策

当社ではリスクベースアプローチにもとづき、以下のようなAML/CFT等対応に向けたさまざまな対策を講じています。

顧客管理(カスタマー・デュー・デリジェンス)

口座開設時のデュー・デリジェンスや継続的な顧客情報の更新など

取引モニタリング

異常な取引をモニタリングするシステムの導入

方針・手続き・計画等の策定・実施・検証・見直し

AML/CFT等の浸透状況の検証・確認及び管理態勢等の再検討・改善

3つの防衛線

第一線(営業部室等)によるリスク低減措置の実施、第二線(管理部室)によるチェック牽制機能、第三線(インターナル・オーディット部)による独立した立場からの検証

このほか、AML/CFT等に関する研修・周知を定期的に行っており、社内の意識醸成を図っています。研修については全社員向けのほか、部室別、テーマ別などさまざまな種類の研修を実施しています。

反社会的勢力への対応について

野村グループでは、「野村グループ行動規範」に基づき、「反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わない」ための高いレベルの管理体制を構築しています。

当社は、この方針に則り、反社会的勢力の排除に向けた体制を整備し、反社会的勢力との一切の取引を遮断するための取り組みを推進しています。

内部管理態勢—リスク管理

■ リスク管理の体制

当社は、経営の健全性及び適切性を確保するために、リスク管理の整備・強化を経営目標の重要な柱として位置付けています。当社では、バーゼルⅢに沿った開示を行うとともに、統合的リスク管理態勢を整備することで、当社が抱える各種リスクを総体的に捉え、経営体力と比較・対照し、リスクに見合った収益の確保を図るために適正な経営資源の配分を行っています。

■ リスク・アペタイト

当社は、取締役会及び経営会議において、取るべきリスクやリスク管理について議論し、定性的及び定量的なリスク・アペタイトを定め、それに基づき業務戦略を策定しています。リスクアペタイトの遵守状況は日々モニターされ、経営陣に報告されています。また、当社は、野村グループの基本觀である「すべてはお客様のために」を共有し、お客様本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）実現を常に意識するとともに、実践しています。

■ トップリスク管理

当社の業務運営上、影響度が大きいと認識される主なリスクには

- ・大口与信先の信用悪化
- ・金融市場の混乱等による保有資産・担保の急激な価値下落
- ・資金調達の不安定化
- ・堅確な事務遂行を阻害する事態の発生
- ・サイバー攻撃やシステム障害の発生
- ・マネー・ローンダリング等の金融犯罪
- ・法務・コンプライアンスに係る不芳事態の発生
- ・深刻な感染症の流行
- ・大地震等大規模災害の発生

等があります。

これらリスクに対して経営会議、リスク管理委員会等で議論し適切なリスク管理を行っています。

■ 統合的リスク管理

当社は、リスク管理の基本的な方針として、取締役会にて「統合的リスク管理方針」を策定し、リスク全般に関する適切な管理態勢の整備・確立を図っています。本方針に基づき、経営会議で「統合的リスク管理規程」を定め、各種リスクの定義・分類を明確化するとともに、各種リスク管理手法を決定し、実効性を確保しています。

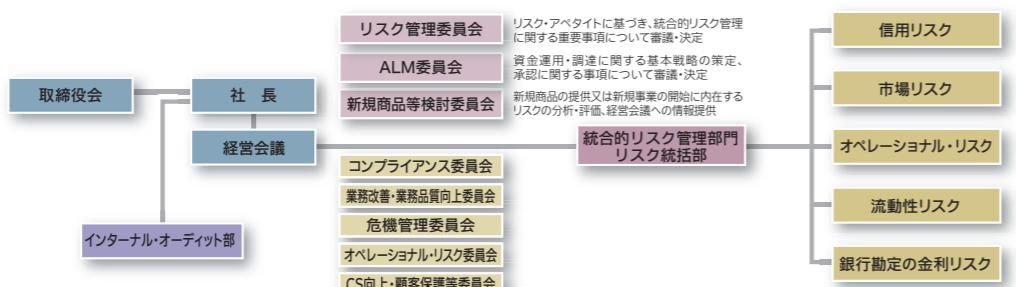
各種リスクを管理する部門としては、業務推進部門から独立したリスク統括部を統合的リスク管理部門とし、統合的リスク管理部門管理者の指示と承認の下に日常の統合的リスク管理業務を行っています。統合的リスク管理部門は、定期的に経営会議、リスク管理委員会及び監査等委員にリスク管理状況の報告を行い、さらにインターナル・オーディット部がリスク管理の適切性・妥当性・効率性について監査する体制となっています。

当社の定義するリスクは、信用リスク、市場リスク、オペレーションル・リスク、流動性リスク、銀行勘定の金利リスクとなっています。

■ リスク管理の分類

統合的リスク統括部門	リスクの分類		主担当部署
	信用リスク	市場リスク	
	金利リスク		リスク統括部
	為替リスク		リスク統括部
	価格変動リスク		
	人材リスク		人事部
	IT 及び情報セキュリティに関わるリスク		IT 戦略部
	業務継続に関わるリスク		総合企画部
	取引処理上のリスク		リスク統括部
	財務報告及び税務上のリスク		主計部
	不正リスク		コンプライアンス統括部
	ブルデンシャル・リスク・フレームワークに関わるリスク		リスク統括部
	サーブパーティに関わるリスク		リスク統括部
	コンプライアンス・リスク		コンプライアンス統括部
	法的リスク		コンプライアンス統括部
	流動性リスク		
	資金繰りリスク		リスク統括部
	市場流動性リスク		
	銀行勘定の金利リスク		リスク統括部

■ リスク管理体制



■ ストレステスト

当社に重大な影響を及ぼしうる事象を包括的に捉えたシナリオ等を用いてストレステストを行い、財務体質の健全性及びリスクを統合的に評価し、リスク管理委員会等に報告しています。また信用リスク・市場リスク・流動性リスクについては、各リスクに応じた個別のシナリオを用いてストレステストを行い、フォワードルッキングなリスク管理体制の充実を図っています。

■ 信用リスク

信用リスクについては、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む、以下同じ）価値が減少しない消失し、損失を被るリスクと定義しています。また、特定先もしくは特定先との密接な財務上の連携がある特定グループ等に、当社の自己資本又は経営体力に対比して信用供与が集中することにより、当該信用供与先の財務状況の悪化等の連鎖によって資産の価値が大幅に減少しない消失し、大きな損失を被るリスクを信用集中リスクとしています。当社では、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」に基づき、リスクの分散やポートフォリオ管理の考え方を用いて信用リスクをコントロールするための手続き及び基準を定めています。信用リスク管理は、リスク統括部が統括し、定期的にリスク管理委員会に管理状況を報告しています。

■ 信用格付制度

信用格付は、信用供与先の財務情報を利用して格付モデルによるスコアリングを実施し、さらに債務履行の確実性に影響を与える可能性のある経営リスク、法務リスク等の定性面や外部格付、関連先の信用状況等、入手可能かつ重要な最新の情報を活用して決定され、20段階に区分しています。

■ 案件審査

案件審査は、個別案件ごとに審査部が実施し、信用格付をベースに金融機関の有する公共的・社会的使命を十分考慮しながら銀行の資産の健全性を保持すべく、的確かつ厳正な与信判断を行っています。

■ エクスポージャー（与信額）管理

信用供与先ごと及び信用供与先のグループごとのエクスポージャーの把握を信用リスク管理の原点として、貸出に限らず他のオン・バランス項目、オフ・バランス項目を総合的に一元管理しています。オフ・バランス取引についてはカレント・エクスポージャー方式にて管理しています。これらをベースに、信用リスク量の計測やモニタリングを行っています。

■ 自己査定について

与信にかかる資産の自己査定は、「資産査定規程」に基づき、信用格付とリンクした債務者区分をベースに厳正な債権の分類による自己査定を実施し、信用格付ごとの累積デフォルト率等を用いて適正な償却・引当を実施しています。

■ 市場リスク

市場リスクについては、金利、為替、有価証券等の価格など様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスクと定義しており、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクから構成されています。

市場リスクを適切にコントロールするため、リスク管理委員会において、市場リスク管理の基本的考え方を明確にし、それに応じて、リスクアペタイト、具体的には、ポジション限度、VaR リミット、BPV リミット、ロスカットルール等を定めています。市場リスク管理についてはリスク統括部が統括し、日次のポジション・損益及び限度額等の遵守状況等をリスク管理委員会に報告しています。

■ 外国為替取引

市場リスクは極力とらない方針の下、運営しております。ポジション限度、VaR リミットについては必要最低限の枠としています。

■ 資金取引

銀行取引全般についても日次でポジション、VaR の計測、BPV の計測、損益の把握を行っています。

内部管理態勢－リスク管理

■ オペレーション・リスク

オペレーション・リスクについては、当社の業務の過程、役員若しくは社員の活動またはシステムが不適切であること若しくは機能ないこと、外生的な事象により損失を被るリスクと定義しています。オペレーション・リスク管理統括部門である業務企画部が中心となり、管理対象とするリスクカテゴリーを定め、リスク及びコントロールの自己評価プログラム (RCSA) 活動、損失データの収集分析等を通してオペレーション・リスク管理を行っています。

人材リスク

人材リスクについては、労働安全衛生上の法令諸規則または雇用慣習や雇用契約に反する行為により、財務的損失や役員または社員への悪影響若しくは評判の悪化を被るリスクと定義し、人事部が中心となり、社員の雇用形態等に応じた適切な人事管理及び人事運営を行うことを基本とし、教育・研修や職場指導等の管理を行っています。

IT 及び情報セキュリティに関するリスク

IT 及び情報セキュリティに関するリスクについては、不適切または不完全な IT や情報セキュリティ・プロセス及びシステムから生じる、財務的損失、規制や顧客への影響、若しくは評判の悪化を被るリスクと定義しています。システムに関する管理統括責任部署を IT 戦略部とし、システム障害やサイバー攻撃等から発生するリスクは、当社のみならず市場全体に影響を及ぼす可能性があることを十分に認識し、運用体制を整備するとともに緊急時の対策等を定めています。また、情報セキュリティ統括部室をコンプライアンス統括部及び IT 戦略部とし、情報資産の適切な管理、情報資産の重要度に応じた対策の実施、情報資産へのアクセス権の制限、役員及び社員への定期的な研修等を行うことで、リスクの軽減に努めています。

業務継続に関するリスク

業務継続に関するリスクについては、サイバー攻撃や障害発生時に正常な業務運営を維持できなくなることや、自然災害等によって有形資産が損傷を受けることにより、財務的損失若しくは評判の悪化を被るリスクと定義し、総合企画部が中心となり、当社が所有する有形資産の現状を把握し、自然災害や不法行為等による損害の発生に備えた管理を行っています。

取引処理上のリスク

取引処理上のリスクについては、取引処理上のエラーにより、財務的損失若しくは評判の悪化を被るリスクと定義しています。当社では、役員及び社員が、すべての業務にオペレーション・リスクが存在していることを理解し、オペレーション・リスクを軽減することの重要性を認識して適切な方策を講じています。具体的には、業務企画部が中心となり、業務手順の継続的な整備・改善、システム強化を図るとともに、各部において事務処理が適切に行われるよう事務指導や研修を行っています。また、各部の委員からなる業務改善・業務品質向上委員会を中心に実効性の高い自店検査の推進、業務全般の改善・向上に資する施策の検討・提言といった活動を展開しています。

財務報告及び税務上のリスク

財務報告及び税務上のリスクについては、(i) 対外的な財務報告、当局報告、または社内の財務管理報告における重要な虚偽記載または不作為、若しくは(ii) 税務申告または納税の重大な誤りにより、財務的損失若しくは評判の悪化を被るリスクと定義しています。当社では、主計部が中心となり、会計基準、会社法、税法を含む関連諸法令等を遵守し、財務報告等の適正性を確保するための態勢の構築に努め、また会計監査人や税理士法人等の専門家と連携することで、リスクを低減するための適切な管理・対応を行っております。

不正リスク

不正リスクについては、役員または社員や外部の第三者による意図的な搾取、財産の横領または未承認の行動等により財務的損失や評判の悪化を被るリスクと定義しています。

当社では、社内規程等の整備、各種研修の受講による関連知識や意識の向上、システム的な統制、検査部門によるモニタリングや内部監査部門による監査等により、不正リスクが具体化しないよう必要な管理体制を構築し、取組みを継続しています。

ブルデンシャル・リスク・フレームワークに関するリスク

ブルデンシャル・リスク・フレームワークに関するリスクについては、会社の安定性と健全性を促進するためのリスク管理体制が不十分であったり、健全性に関する規制要件が遵守されていなかったりすることにより、財務的損失若しくは評判の悪化を被るリスクと定義しています。

当社では、リスク統括部をブルデンシャルリスクの統括的な管理責任部署とし、各種リスク管理プロセスの整備・運用、リスク・インシデントの検知・対応、及びリスク管理レポートの作成を実施し、リスクの評価・分析を行い、必要に応じて経営陣への報告及び改善提案を行います。明確に定義されたブルデンシャルリスクを一元管理することにより、企業全体のリスク管理能力を強化し、法令遵守及び健全経営の基盤を維持します。特にリスク・リミット管理や規制報告の正確性確保、資本・流動性計算の信頼性向上は、リスク管理の中核的課題として体系的に取り組まれています。

サードパーティに関するリスク

サードパーティに関するリスクについては、重要な業務を委託し、また第三者が提供するサービスに依存する中で、外部委託先等（サードパーティ）を適切に管理するフレームワークの不備により、財務的損失若しくは評判の悪化を被るリスクと定義しています。当社では、業務の外部委託の可否の決定や委託先の選定に係る基準を定めるとともに、委託先の業務遂行状況について定期的にモニタリングを行うなど、委託先を適切に管理する体制を整備しています。

コンプライアンス・リスク

コンプライアンス・リスクについては、野村グループの金融サービス活動に適用される法令、規制、規則、あるいは関連する自主規制、及び行動規範（総称して「金融サービス関連の法律、規則、基準」）に違反したことによる、財務的損失若しくは評判の悪化のリスク、及び金融市場の公正性・公平性を阻害し、顧客保護を損なう不適切な行動によるリスクと定義しています。当社では、金融サービス関連の法律、規則、基準を遵守できるよう管理体制を構築し、各種会議や研修等の様々な機会を活用してコンプライアンス意識の醸成に努め、野村グループ行動規範に沿った高い倫理観に基づいて事業活動を推進することでコンプライアンス・リスクを低減するよう取り組んでいます。

法的リスク

法的リスクについては、(i) 契約上の義務違反若しくは第三者の権利に対する侵害、(ii) 法的権利の有効性や執行力が認められない不明確若しくは不十分な契約条項、(iii) 法令諸規則への違反、または(iv) 訴訟若しくは紛争の不適切な管理により、財務的損失若しくは評判の悪化を被るリスクと定義しています。

当社では、法的リスクの管理を行うコンプライアンス統括部を設置し、リーガル・チェックによる新規商品、各種契約に関する検証や、法令の制定・改廃等の情報の社内連携、訴訟等案件の一元管理を行い、法的リスクの把握・対応等を実施しています。

■ 流動性リスク

流動性リスクについては、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、及び市場の混乱等により市場において取引ができないなど、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）と定義しています。

当社では、流動性リスク管理体制の強化、管理手法の高度化に努めるとともに、流動性に十分に配慮した業務運営を行っています。円貨・外貨の資金繰りに加え、短期間の資金流動性ポジションを管理する、流動性カバレッジ比率 (LCR)、及び、より長期の資金調達リスクを管理する安定調達比率 (NSFR) については日次でモニターされ、また、リスク管理委員会及び ALM 委員会に報告され、管理方針等について決定しています。

さらに、資金流動性等に応じ、資金繰り逼迫モードを設定し、モードごとに管理基準を設け、それに応じた資金ポジションの管理を行っています。

■ 銀行勘定の金利リスク

金利リスクについては、金利変動に伴い、銀行勘定の資産価値が変動し損失を被るリスク、及び将来受け取る金利収益が減少するリスク、と定義しています。

銀行勘定の金利リスクについては、監督指針の定める計測手法に従い、日次で計測、モニターしています。市場リスクと併せて、銀行勘定の金利リスクも、リスク管理委員会等に報告され、適切に管理方針を決定しています。

■ ビジネス・コンティニュイティ

当社は企業経営に重大な影響を及ぼす様々な被災に的確に対処することが、企業の持続的な発展に必要不可欠であると考えています。当社の使命は「お客様からお預かりしている財産をしっかりと守ること」であり、お客様にとって、安心し、信頼いただける信託銀行であり続けることと考えています。そのため、「日常業務の継続のためのビジネス・コンティニュイティ・プランの策定と必要データ（マーケット情報、取引・約定、資金と有価証券の決済、社会経済情報等）の確保」をコンセプトとして、不測の事態に備えて以下の取り組みを行っています。

組織体制

当社では、自然災害・サイバーテロ・重大事故・感染症など各種の緊急事態への対策に関して検討を行い、経営会議に意見具申及び報告を行うことを目的とする危機管理委員会を設置しています。危機管理委員会は、被災その他の事由によるオフィス又はシステムの使用不能時の対策を検討するとともに、緊急時には対策本部の中心的な役割を担うこととなっています。

ビジネス・コンティニュイティ・プランの策定

自然災害やサイバーテロ等発生時の対応を円滑に行うための計画書としてコンティンジェンシー・プランを策定しています。災害等に対する基本方針、被災の定義、被災シナリオのほか、緊急事態への準備として、緊急時の対応組織、人員と資産の安全確保、通信手段の確保等を取りまとめています。また、各業務部署では、緊急時の業務継続方法について、優先順位の決定と代替業務手段を定めるとともに、チェックリストを作成し、業務再開訓練でその実効性を検証しています。

インフラ面の整備

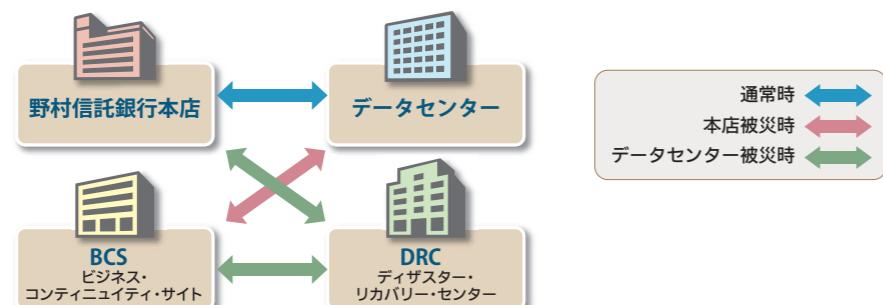
ビジネス・コンティニュイティ・プランに基づき、以下のような施策を行うことで、設備の充実を図っています。

ビジネス・コンティニュイティ・サイト（BCS）の構築

野村信託銀行本店において業務が継続できない場合、主要業務を持続させるために必要なオフィスとして、BCS を構築し稼動させています。設置場所については、地盤が強固なこと、本店からの距離、生活都市圏であることなどの諸条件を勘案して決定しました。

ディザスター・リカバリー・センター（DRC）の構築

通常使用しているデータセンター内のサーバ類は二重化されており、個々のサーバに障害が発生した場合は、データセンター内で迅速に切り替えが行われる体制となっています。さらに、大規模災害等によってデータセンターが被災した場合に備えて、システムデータをバックアップする目的でデータセンターとは十分離れた場所に DRC を設置しています。



ビジネス・コンティニュイティ・プランに基づく業務再開訓練

被災時間、被災場所、被災範囲の観点から組み合わせた被災シナリオに対応して、定期的に BCS への避難及び業務再開訓練を行っています。また、DRC への切替訓練についても年1回以上行っています。

■ 顧客保護等管理

当社では、顧客保護に関する基本的な方針として「顧客保護等管理方針」及び「利益相反管理方針」を制定し、お客様の正当な利益の保護及び利便性の向上を目的とした顧客保護等管理態勢の整備、強化を図っており、「顧客サポート等管理」、「顧客情報管理」、「外部委託管理」、「利益相反管理」について、顧客保護に関する内部手続きの実効性確保に努めています。

また、CS向上・顧客保護等委員会を組織して、各管理およびCS向上について継続的な取り組みを行うとともに、経営会議等に対して定期的又は必要に応じて隨時、状況報告を行います。経営会議等は、当該報告に基づき当社における顧客保護等管理態勢の有効性を検証し、適宜、見直しを行います。

■ 利益相反管理方針

当社では、「利益相反管理方針」を策定し、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適正に管理する体制を整備しています。「利益相反管理方針」においては、管理の対象となる利益相反取引を特定及び類型化するとともに、利益相反管理体制等につき規定しています。

「利益相反管理方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ 勘誘方針

当社では、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」等に基づき、「勘誘方針」を制定し、この方針に則り、お客様に金融商品の適正な勘誘を行ってまいります。

「勘誘方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ 個人情報保護方針

当社では、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、「個人情報保護方針」を制定し、この方針に則り、個人情報の漏えい等の防止や個人情報の安全管理のための必要な措置を実施し、適切な個人情報管理を行っています。

「個人情報保護方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ 特定個人情報等の取扱いに関する基本方針

当社では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に基づき、「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」を制定し、この方針に則り、個人番号を含む特定個人情報等の漏えい等の防止や安全管理のための必要な措置を実施し、適切な特定個人情報等管理を行っています。

「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ 最良執行方針

当社では、金融商品取引法第33条の2に規定される登録金融機関業務として、お客様から国内の金融商品取引所に上場されている有価証券について、ご注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合は、「最良執行方針」に則り、執行を取り次ぐことに努めています。

「最良執行方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ お客様本位の業務運営を実現するための方針

当社では、「お客様本位の業務運営を実現するための方針」を策定し、野村グループの信託銀行として、銀行、信託、証券の文化が融合して生まれるダイナミズムをベースに、「すべてはお客様のために」という基本理念に基づき、お客様に真にご満足いただけるサービスの提供を追求しています。

「お客様本位の業務運営を実現するための方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況

(以下余白)

(1) 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

当社の役員及び社員は、当社の営む業務の公共性及び社会的責任を自覚した上で、業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能を十全に発揮するため、中小企業のお客様からの新規融資や貸付けの条件の変更等の申込みに対して、お客様の経営実態等を踏まえて審査し、その対応についてお客様に適切かつ十分に説明するとともに、必要に応じて適切に経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取り組みへの支援を行う方針です。

また、経営者保証についても、これに依存しない融資の一層の促進を図ります。当社が経営者保証を徴する場合には、全国銀行協会と日本商工会議所が事務局を務める研究会が策定した「経営者保証に関するガイドライン」に沿い、経営者保証を要しない3つの要件(①法人・経営者の関係が区分・分離されている、②財務基盤が強固、③適時適切な情報開示をしている)のうち、どの部分が十分ではないために保証が必要なのか、どのような改善を図れば保証の解除・変更の可能性が高まるかにつき、お客様にご説明します。

(2) 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当社における金融円滑化管理態勢を統括するものとして、金融円滑化管理責任者をおき、中小企業のお客様の経営支援については営業推進部門及び与信審査部門と連携し、経営相談、経営指導を行うとともに、経営再建計画の策定に向けた対応を行なう態勢としています。また、中小企業のお客様の経営支援に関する業務運営に際しては、税理士・弁護士・公認会計士等の外部専門家や外部機関等と、守秘義務に留意しつつ、適切な連携を行ないます。

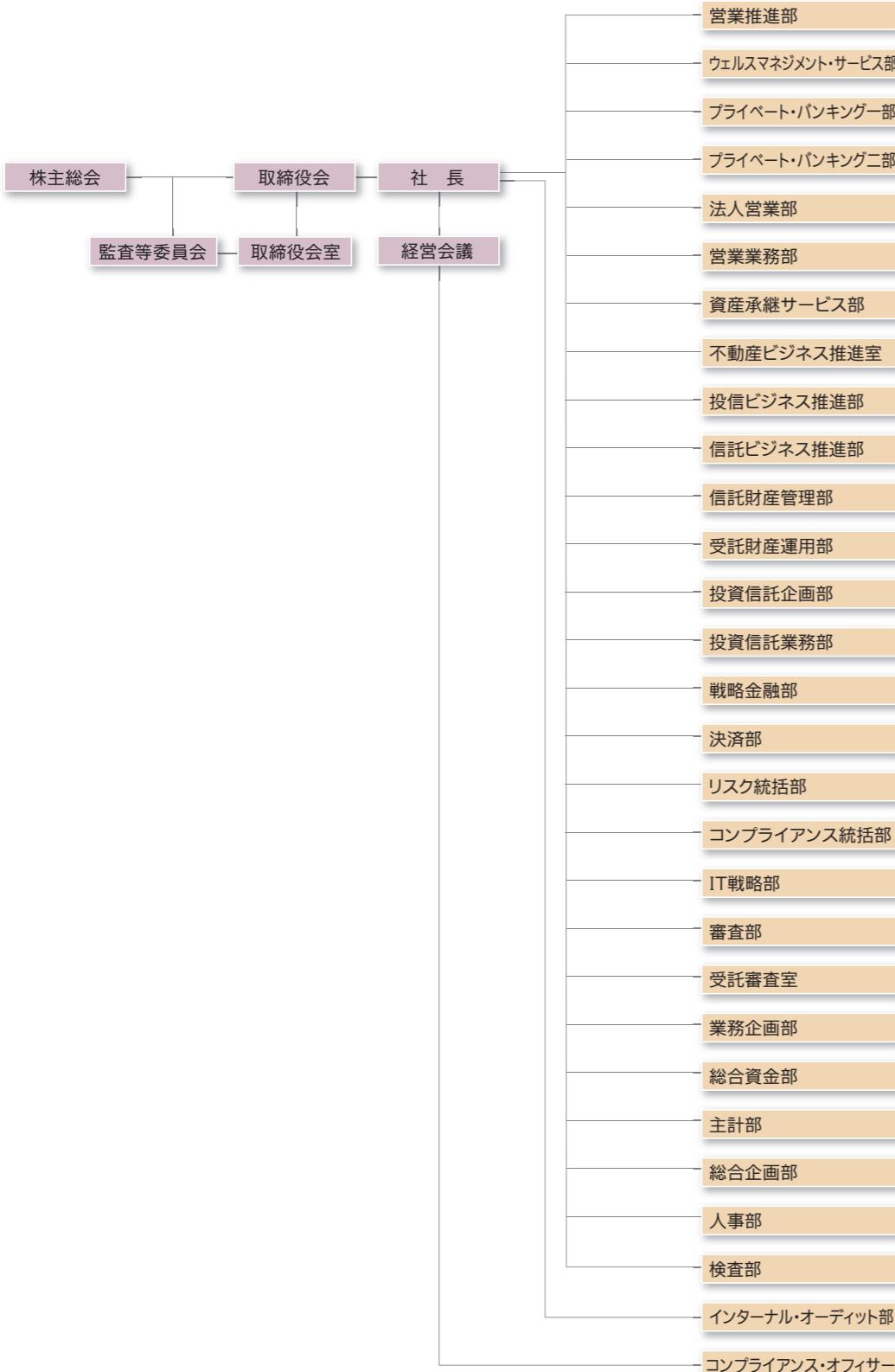
(3) 中小企業の経営支援及び地域の活性化に関する取り組み状況

お客様からの相談等に応じ、真摯かつ誠実に対応し、専門的な知見を積極的に活用するとともに、必要に応じて、外部専門家・外部機関等とのネットワークなどを活用し、お客様のライフステージや事業の持続可能性の程度等を適切かつ慎重に見極めた上で最適なソリューションを提供することにより、地域の活性化に貢献するよう努めます。

組織図

役員・従業員の状況等

■組織機構図 (2026年1月1日現在)



■役員 (2026年1月1日現在)

取締役	
取締役会議長	大塚 徹
代表取締役	岡田 伸一
取締役	柳川 譲
取締役	川添 彩
取締役	岸田 吉史

執行役員		
社長	岡田 伸一	
副社長	山田 正之	ビジネス統括
常務	薄井 雅行	コーポレート担当
常務	室町 博之	企画・人事・ALM・ITオペレーション担当
執行役員	角本 理	営業担当
執行役員	水谷 肇	投資信託・受託財産運用担当
執行役員	野々村 慎一	財務企画・ALM担当
執行役員	中関 淳	コンプライアンス担当
執行役員	村田 直也	戦略金融・プロダクト担当
執行役員	酒井 克臣	ITオペレーション担当

■従業員の状況

	2021年 3月末	2022年 3月末	2023年 3月末	2024年 3月末	2025年 3月末
従業員数	489	505	536	579	600
平均年齢	43歳10ヶ月	44歳0ヶ月	44歳0ヶ月	44歳9ヶ月	45歳2ヶ月
平均勤続年数	8年0ヶ月	8年2ヶ月	8年2ヶ月	7年11ヶ月	8年3ヶ月
平均給与月額	585千円	588千円	571千円	581千円	585千円

■格付情報 (2026年1月1日現在)

S&P		JCR		R&I	
長期格付	短期格付	長期格付	短期格付	長期格付	短期格付
A-	A-2	AA-	J-1+	A+	a-1

■当社が契約している指定紛争解決機関

一般社団法人 全国銀行協会
 連絡先 全国銀行協会相談室
 電話番号 0570-017109 又は 03-5252-3772

一般社団法人 信託協会
 連絡先 信託相談所
 電話番号 0120-817-335 又は 03-6206-3988

■ 信託業務

- 特定金銭信託・特定金外信託
主として有価証券への運用を目的として、委託者の指図どおりに運用・管理を行う信託です。
- 単独運用指定金銭信託（指定単）、単独運用指定金外信託（ファンドトラスト）
委託者が指定した運用財産の種類・運用方法等の範囲内で、受託者の裁量によって運用・管理を行う信託です。
- 合同運用指定金銭信託
同一の契約、約款に基づき信託財産を他の信託財産と合同して運用・管理する金銭信託です。
- 包括信託
有価証券と金銭等の複数の財産を一つの信託により引き受けける信託です。
- 投資信託
委託者（投資信託委託会社）の指図に基づいて信託財産を有価証券・不動産等に運用し、受益権を分割して複数の者に取得させる目的の信託です。
投資信託委託会社の指図に従って、有価証券の受渡・決済、権利処理、保管等の業務及び各ファンドの純資産額・基準価額等の照合を行っております。
- 有価証券の信託
信託設定の際の信託財産が有価証券である信託です。有価証券の信託の種類としては、委託者の目的により、（1）有価証券の管理自体を目的とする有価証券管理信託、（2）運用を目的とする有価証券運用信託、（3）有価証券の処分を目的とする有価証券処分信託の3種類があります。

■ 相続関連業務

- 遺言信託業務
遺言者が作成した公正証書遺言の保管、相続発生後における相続人の確定及び財産目録作成、遺言の執行（名義変更・換価処分等）などを行います。
- 遺産整理業務
相続人の確定から財産目録作成、遺産分割協議書の作成サポート、遺産整理（名義変更・換価処分等）まで、全相続人の委託を受けて遺産整理事務を行います。

■ 銀行業務

- 預金業務
普通預金、当座預金、定期預金、外貨預金、譲渡性預金等を取扱っております。
- 貸付業務
証書貸付、当座貸越等を取扱っております。
- 内国為替業務
送金、振込等を取扱っております。
- 外国為替業務
外国送金、その他外国為替に関する各種業務を取扱っております。

■ 証券その他業務

- 投信窓販業務、口座管理機関業務
投信窓販業務：ファンド・オブ・ファンズに組み入れられた私募投信、ならびに金融機関や年金向けに設定された私募投資を中心に販売しております。
口座管理機関業務：地銀・第二地銀のお客様をはじめ地域金融機関の投信窓販のセンターとして、振替投信の口座管理を行っております。
- 社債等管理業務、財務代理人業務
社債等管理業務：社債の発行に際して投資家保護の観点から、会社法上設置を義務付けられている社債管理人の業務を行っております。
財務代理人業務：社債管理人を設置しない債券の発行・期中・償還事務（元利金の支払い事務等）を発行会社の代理人として行っております。
- 投資助言・代理業、投資運用業
信託契約あるいは投資一任契約を通じて資産運用サービスを提供しております。

■ 遺言代用信託（ラップ信託）の営業に係る信託契約代理店一覧（2026年1月1日現在）

[代理店名称]	[営業開始年月]
野村證券株式会社	2018年1月
株式会社 山陰合同銀行	2020年9月
株式会社 阿波銀行	2021年4月
株式会社 大分銀行	2023年3月
株式会社 福井銀行	2023年5月
株式会社 東邦銀行	2025年1月

■ 沿革

1993年 8月	「野村信託銀行株式会社」設立（資本金：300億円）<8月24日>
10月	開業、役職員数71名でスタート<10月1日>
1994年 6月	社債等登録機関に指定
1995年 9月	日本国内初の財務代理人に就任
11月	全国銀行内国為替制度への加入
1997年 10月	特定金銭信託業務、指定金銭信託業務の認可取得
1999年 11月	年金信託業務、合同運用指定金銭信託業務の認可取得
2001年 10月	野村証券グループ（現「野村グループ」）が持株会社体制に移行
2002年 1月	確定拠出年金における資産管理機関業務を受託
2004年 7月	本店を東京都中央区日本橋から東京都千代田区大手町へ移転
2005年 3月	野村證券を信託契約代理店として業務取扱開始
6月	担保権、知的財産権の信託等の取扱、遺言の執行・遺産整理業務等の認可取得
2006年 7月	投資一任契約に係る業務の認可取得
9月	野村證券を銀行代理店として業務取扱開始 野村ホームパンキング（現「パンキングサービス」）のサービス開始
2007年 4月	投資信託受託残高が10兆円を突破
8月	「E-Ship」（信託型従業員持株インセンティブ・プラン）の取扱開始
2008年 7月	野村Webプラスローン（現「野村Webローン」）を 野村ホームパンキング（現「パンキングサービス」）にてサービス開始
2009年 10月	日興シティ信託銀行（2010年3月NCT信託銀行へ商号変更）を子会社化
2010年 7月	野村信託銀行とNCT信託銀行が合併（存続会社：野村信託銀行株式会社）
2012年 10月	野村ホームパンキング（現「パンキングサービス」）のシステムを全面刷新
2015年 4月	野村證券を代理店として相続関連サービスの取扱開始
2016年 4月	野村ホームパンキング（現「パンキングサービス」）と 野村證券が提供する「野村ネット＆コール」との接続を開始
2018年 1月	野村證券を代理店として「ラップ信託」（遺言代用信託）の営業開始
2019年 4月	監査等委員会設置会社へ移行
2020年 8月	投資信託受託残高が20兆円を突破
2021年 11月	投資信託受託残高が30兆円を突破
2022年 12月	「野村信託銀行 サステナビリティ方針」の制定
2023年 10月	開業30周年
2024年 4月	公募投資信託として日本初となる、「受託者一者計算」スキームを採用したファンドを受託
2025年 1月	投資信託受託残高が40兆円を突破
4月	野村グループが野村信託銀行とノムラ・バンク・ルクセントブルクを中核とした「パンキング部門」を新設
5月	勘定系システムを更改

銀行代理業を営む営業所一覧

■ 野村信託銀行を所属銀行とする銀行代理業者

野村證券株式会社

■ 銀行代理業者（野村證券）が銀行代理業務を営む営業所一覧（2026年1月1日現在）

本店	八王子支店	中部	奈良支店
大阪支店	町田支店	長野支店	和歌山支店
名古屋支店	関東	松本支店	プライベートバンキング京都オフィス
	浦和支店	岐阜支店	
北海道	川口支店	静岡支店	鳥取島根法人部
旭川支店	川越支店	沼津支店	岡山支店
釧路支店	熊谷支店	浜松支店	広島支店
札幌支店	越谷支店	岡崎支店	福山支店
とかち帯広営業所	さいたま支店	豊田支店	下関支店
函館支店	所沢支店	豊橋支店	徳山支店
東北	柏支店	名古屋駅前支店	四国
青森支店	千葉支店	津支店	徳島法人部
八戸支店	船橋支店	四日市支店	高松支店
盛岡支店	松戸支店	北陸	松山支店
仙台支店	厚木支店	新潟支店	高知支店
秋田支店	小田原支店	富山支店	九州・沖縄
山形支店	川崎支店	金沢支店	北九州支店
福島法人部	たまプラーザ支店	福井法人部	久留米支店
東京都内	戸塚支店	近畿	福岡支店
品川支店	平塚支店	大津支店	西日本法人営業部
新宿営業部	藤沢支店	京都支店	佐賀支店
自由が丘支店	横須賀支店	梅田営業部	佐世保支店
大森支店	横浜支店	堺支店	長崎支店
渋谷支店	つくば支店	高槻支店	熊本支店
荻窪支店	水戸支店	天王寺支店	大分法人部
池袋支店	宇都宮支店	なんば支店	宮崎支店
小岩支店	太田支店	枚方支店	鹿児島支店
吉祥寺支店	高崎支店	神戸支店	那覇支店
立川支店	甲府支店	西宮支店	
調布支店		姫路支店	

財務データ

Contents

財務諸表	36
主要な業務の状況を示す指標	54
内国為替・外国為替に関する指標	57
預金に関する指標	58
貸出金等に関する指標	61
有価証券等に関する指標	65
有価証券等の時価情報	68
デリバティブ取引情報	70
信託業務に関する指標	72
経営諸比率の状況	76
バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（自己資本の構成）	78
バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定量）	80
バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定量）2024年9月期	88

財務諸表の適正性及び作成に係る内部監査の有効性について

2025年12月25日

野村信託銀行株式会社
代表取締役社長

岡田 伸一

野村信託銀行株式会社の2025年4月1日から2025年9月30日までの2025年中間ディスクロージャー誌に関して、私の知る限りにおいて、下記事項を確認いたします。

記

1. 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（財務諸表）は、すべての重要な点において、適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 当該確認を行うにあたり、インターナル・オーディット部による報告を含め、財務諸表の適正な開示が合理的に保証される内部統制及び手続きが有効に機能していることを確認いたしました。

以上

財務諸表

■貸借対照表

科 目	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
資産の部			
現金預け金	575,302	542,921	576,557
預け金	575,302	542,921	576,557
有価証券	298,865	310,655	364,806
国債	91,749	79,760	119,230
地方債	78,098	117,482	152,383
社債	38,297	24,262	27,536
その他の証券	90,720	89,150	65,656
貸出金	974,628	1,044,434	1,093,442
証書貸付	110,438	104,173	99,925
当座貸越	864,190	940,260	993,516
外国為替	3,500	3,091	3,614
外国他店預け	3,500	3,091	3,614
その他資産	104,804	135,373	156,177
前払費用	263	240	332
未収収益	6,595	6,844	8,833
金融派生商品	61,162	73,402	81,486
金融商品等差入担保金	33,769	51,984	63,086
その他の資産	3,013	2,901	2,438
有形固定資産	458	341	281
建物	103	73	43
その他の有形固定資産	354	268	237
無形固定資産	13,563	18,800	19,188
ソフトウェア	3,790	3,720	18,203
ソフトウェア仮勘定	9,772	15,079	983
その他の無形固定資産	1	1	1
繰延税金資産	14,442	20,691	24,351
貸倒引当金	△ 841	△ 891	△ 262
資産の部合計	1,984,724	2,075,418	2,238,157

(単位：百万円)

■貸借対照表

科 目	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
負債の部			
預金	1,320,577	1,357,338	1,361,561
当座預金	12,740	14,794	15,235
普通預金	485,081	354,140	336,884
定期預金	724,009	871,955	922,929
その他の預金	98,744	116,447	86,512
譲渡性預金	216,751	269,251	344,271
コールマネー	59,914	29,243	112,320
借用金	97,500	101,500	102,000
借入金	97,500	101,500	102,000
信託勘定借	127,501	137,657	126,190
その他負債	63,615	78,497	91,323
未払法人税等	822	6,553	1,615
未払費用	4,942	5,002	9,628
前受収益	199	195	160
金融派生商品	52,461	62,427	72,131
金融商品等受入担保金	3,087	109	3
資産除去債務	375	375	375
その他の負債	1,726	3,833	7,410
賞与引当金	1,132	2,085	1,069
退職給付引当金	1,572	1,690	1,722
負債の部合計	1,888,563	1,977,264	2,140,460
純資産の部			
資本金	50,000	50,000	50,000
資本剰余金	28,270	28,270	28,270
資本準備金	20,000	20,000	20,000
その他資本剰余金	8,270	8,270	8,270
利益剰余金	20,141	23,298	22,380
利益準備金	2,571	2,571	3,173
その他利益剰余金	17,570	20,726	19,207
繰越利益剰余金	17,570	20,726	19,207
株主資本合計	98,411	101,568	100,650
その他有価証券評価差額金	△ 4,708	△ 6,941	△ 6,755
繰延ヘッジ損益	2,458	3,526	3,802
評価・換算差額等合計	△ 2,250	△ 3,414	△ 2,953
純資産の部合計	96,161	98,153	97,697
負債及び純資産の部合計	1,984,724	2,075,418	2,238,157

財務諸表

■損益計算書

科 目	2025年3月期	2024年9月期	2025年9月期
経常収益	37,641	17,320	25,843
信託報酬	15,331	7,416	8,024
資金運用収益	14,807	6,400	10,610
貸出金利息	10,234	4,445	7,286
有価証券利息配当金	2,733	1,372	1,543
コールローン利息	7	4	3
預け金利息	1,427	404	1,458
金利スワップ受入利息	304	141	186
その他の受入利息	99	31	133
役務取引等収益	4,366	2,044	2,937
受入為替手数料	410	197	191
その他の役務収益	3,956	1,847	2,746
その他業務収益	2,927	1,208	3,633
外国為替売買益	1,101	1,180	3,620
国債等債券売却益	—	—	13
金融派生商品収益	1,824	28	—
その他の業務収益	1	—	0
その他経常収益	208	249	637
貸倒引当金戻入益	199	249	629
その他の経常収益	9	0	8
経常費用	29,454	13,292	21,756
資金調達費用	7,719	2,858	7,123
預金利息	6,183	2,365	5,252
譲渡性預金利息	493	103	974
コールマネー利息	516	273	291
借用金利息	251	79	279
その他の支払利息	274	37	324
役務取引等費用	1,409	666	741
支払為替手数料	176	83	91
その他の役務費用	1,232	582	650
その他業務費用	349	13	1,725
国債等債券売却損	209	—	—
国債等債券償却	0	0	—
金融派生商品費用	—	—	1,725
その他の業務費用	139	13	—
営業経費	19,974	9,752	12,165
その他経常費用	1	2	0
その他の経常費用	1	2	0
経常利益	8,187	4,027	4,087

(単位：百万円)

■損益計算書（続き）

科 目	2025年3月期	2024年9月期	2025年9月期
特別利益	51	20	15
その他の特別利益	51	20	15
特別損失	355	0	846
固定資産処分損	0	0	204
減損損失	94	—	—
その他の特別損失	260	—	642
税引前中間(当期)純利益	7,883	4,048	3,256
法人税、住民税及び事業税	8,895	2,527	5,037
法人税等調整額	△ 7,039	△ 1,349	△ 3,872
法人税等合計	1,855	1,177	1,164
中間(当期)純利益	6,027	2,870	2,092

(単位：百万円)

■株主資本等変動計算書

	2025年9月期							自己株式	株主資本合計	
	資本金	株主資本			利益剰余金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	50,000	20,000	8,270	28,270	2,571	20,726	23,298	—	101,568	
当中間期変動額										
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
剰余金の配当	—	—	—	—	602	△ 3,612	△ 3,010	—	△ 3,010	
中間純利益	—	—	—	—	—	2,092	2,092	—	2,092	
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
当中間期変動額合計	—	—	—	—	602	△ 1,519	△ 917	—	△ 917	
当中間期末残高	50,000	20,000	8,270	28,270	3,173	19,207	22,380	—	100,650	

(単位：百万円)

	2025年9月期			
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算差額等		
		繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 6,941	3,526	△ 3,414	98,153
当中間期変動額	—	—	—	—
新株の発行	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△ 3,010
中間純利益	—	—	—	2,092
自己株式の処分	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	185	275	461	461
当中間期変動額合計	185	275	461	△ 456
当中間期末残高	△ 6,755	3,802	△ 2,953	97,697

財務諸表

■ 株主資本等変動計算書（続き）

	2025年3月期								
	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	50,000	20,000	8,270	28,270	2,025	17,975	20,000	—	98,270
当期変動額									
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	546	△ 3,276	△ 2,730	—	△ 2,730
当期純利益	—	—	—	—	—	6,027	6,027	—	6,027
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	546	2,751	3,297	—	3,297
当期末残高	50,000	20,000	8,270	28,270	2,571	20,726	23,298	—	101,568

(単位：百万円)

■ 株主資本等変動計算書

	2024年9月期								
	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	50,000	20,000	8,270	28,270	2,025	17,975	20,000	—	98,270
当中間期変動額									
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	546	△ 3,276	△ 2,730	— △ 2,730
中間純利益	—	—	—	—	—	—	2,870	2,870	— 2,870
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	546	△ 405	140	— 140
当中間期末残高	50,000	20,000	8,270	28,270	2,571	17,570	20,141	—	98,411

(単位：百万円)

	2025年3月期				
	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	緑延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 5,979	2,601	△ 3,378	94,892	
当期変動額					
新株の発行	—	—	—	—	
剰余金の配当	—	—	—	△ 2,730	
当期純利益	—	—	—	6,027	
自己株式の処分	—	—	—	—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 961	925	△ 36	△ 36	
当期変動額合計	△ 961	925	△ 36	3,261	
当期末残高	△ 6,941	3,526	△ 3,414	98,153	

(単位：百万円)

	2024年9月期				
	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	緑延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 5,979	2,601	△ 3,378	94,892	
当中間期変動額					
新株の発行	—	—	—	—	
剰余金の配当	—	—	—	△ 2,730	
中間純利益	—	—	—	2,870	
自己株式の処分	—	—	—	—	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,270	△ 142	1,128	1,128	
当中間期変動額合計	1,270	△ 142	1,128	1,269	
当中間期末残高	△ 4,708	2,458	△ 2,250	96,161	

(単位：百万円)

財務諸表

■キャッシュ・フロー計算書（単体・間接法）

科 目	2025年3月期	2024年9月期	2025年9月期
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間（当期）純利益	7,883	4,048	3,256
減価償却費	2,170	1,220	2,083
減損損失	94	—	—
貸倒引当金の増減（△）	△ 199	△ 249	△ 629
賞与引当金の増減（△）	201	△ 752	△ 1,015
退職給付引当金の増加額	107	△ 11	32
その他の特別利益	△ 51	△ 20	△ 15
その他の特別損失	—	—	642
資金運用収益	△ 14,807	△ 6,400	△ 10,610
資金調達費用	7,719	2,858	7,123
有価証券関係損益（△）	349	13	△ 13
為替差損益（△）	1,308	5,504	752
固定資産処分損益（△）	0	0	204
金融派生商品（資産）の純増（△）減	△ 20,152	△ 7,912	△ 8,083
金融派生商品（負債）の純増減（△）	15,593	5,626	9,703
繰延ヘッジ損失の増（△）減	63	63	—
繰延ヘッジ利益の増減（△）	1,314	△ 270	402
貸出金の純増（△）減	△ 130,336	△ 60,531	△ 49,007
預金の純増減（△）	50,638	13,878	4,223
譲渡性預金の純増減（△）	36,394	△ 16,105	75,020
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	10,500	6,500	500
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	29	20	0
保証金・委託金による純増（△）減	△ 1,866	19,286	△ 11,255
コールマナー等の純増減（△）	△ 2,740	27,929	83,076
外国為替（資産）の純増（△）減	21	△ 387	△ 522
信託勘定借の純増減（△）	△ 185,600	△ 195,757	△ 11,467
資金運用による収入	18,912	8,602	12,605
資金調達による支出	△ 10,861	△ 4,825	△ 7,995
仮払金の純増（△）減	△ 227	△ 856	207
仮受金の純増減（△）	2,334	472	2,850
その他	△ 1,356	△ 1,912	△ 2,396
小計	△ 212,560	△ 199,969	99,670
法人税等の支払額	△ 7,357	△ 4,874	△ 6,127
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 219,917	△ 204,843	93,542
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△ 146,738	△ 66,338	△ 114,348
有価証券の売却による収入	37,676	—	—
有価証券の償還による収入	91,723	60,059	60,020
有形固定資産の取得による支出	△ 106	△ 102	△ 46
有形固定資産の売却による収入	—	—	—
無形固定資産の取得による支出	△ 12,001	△ 5,768	△ 2,522
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 29,446	△ 12,149	△ 56,896
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入	—	—	—
自己株式の取得による支出	—	—	—
配当金の支払額	△ 2,730	△ 2,730	△ 3,010
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,730	△ 2,730	△ 3,010
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額			
—	—	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）			
△ 252,094	△ 219,723	33,636	—
VI 現金及び現金同等物の期首残高			
794,993	794,993	542,899	—
VII 現金及び現金同等物の期末残高			
542,899	575,270	576,535	—

〔現金及び現金同等物の範囲〕

現金及び現金同等物の範囲は、(中間)貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定期点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～15年

器 具 備 品 3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、当社基準に定めた外部格付機関により査定基準日直前に公表された累積デフォルト率に基づき計上しております。また、一部の債務者については、内部格付モデルにより格付評価を行い、マクロ経済シナリオ等に基づく予想損失額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可

財務諸表

能見込額を控除した残額を計上しております。なお、特定海外債権については、該当ありません。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 収益の計上方法

収益の計上は、金融商品会計基準の範囲に含まれる金融商品に係る取引を除き、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2024年9月13日。）を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(1) 主要な業務における顧客との契約に基づく主な義務の内容と、収益を認識する通常の時点

①信託報酬は、当社が受託するファンド等を信託契約に基づいて管理・運用する義務があります。

信託報酬は、ファンドの信託約款等に基づき、主に以下の方法によって収益を認識しております。

- 日々の純資産総額に対する一定割合
- 期中元本平均残高に対する一定割合
- 加入者人数に応じた報酬額
- 初回契約により定められた固定報酬額

当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足され、ファンドの信託期間にわたり収益として認識しております。

②その他の受入手数料報酬は、グループ会社の顧客基盤や取引、預り資産等の拡大のための協力をに行っており、当社のビジネスインフラを利用して、グループ会社への業務支援等を行う義務があります。当該収益は、損益計算書の役務取引等収益に含まれております。

その他の受入手数料報酬は、契約内容に基づき、以下の方法によって収益を認識しております。

- 預り資産等の増加額に対する一定割合
- サービス提供に係る維持運営コストに対する一定割合

③相続関連受入手数料報酬は、当初契約段階での公正証書の作成サポート・作成等および相続発生後の遺言執行者としての職務遂行等の対価です。当該収益は、損益計算書の役務取引等収益に含まれております。

相続関連受入手数料報酬は、公正証書の作成サポート・作成等の完了段階、遺言執行者としての業務完了段階のそれぞれの時点で、履行義務が充足され、それぞれの段階において契約内容に基づく報酬金額を収益として認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する包括ヘッジによる繰延ヘッジ、及び個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺する包括ヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、相場変動を相殺する個別ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定を省略しております。

また、一部の金融資産から生じる金利リスクをヘッジする目的で、金利スワップの特例処理を適用しております。なお、上記のうち、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められている特例的な取扱いを適用しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

会計方法の変更

（資産に係る控除対象外消費税の会計処理の変更）

当社における資産に係る控除対象外消費税等の会計処理については、従来、当期の費用に計上しておりましたが、当中間会計期間より、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行う方法に変更いたしました。

この変更は、基幹システムの変更を契機として、ソフトウェアに係る控除対象外消費税の金額的重要性が増したことから、経済的実態を財務諸表に適切に反映させるという観点から行ったものです。

なお、当該会計方針の変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

会計上の見積もりの変更

貸倒引当金については、当中間会計期間より、一定の要件を満たした不動産担保を優良担保に準じて保全効果を勘案するように変更いたしました。

この変更に伴う貸倒引当金の影響額は558百万円です。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息並びに仮払金の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額について該当はありません。

財務諸表

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

2. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(移管指針第1号 2024年7月1日)に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、1,006百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 157,824百万円

担保資産に対応する債務

借入金 15,000百万円

上記の他、為替決済の担保及び信託業の営業保証金等として、有価証券 16,042百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 1,101百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,850百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 6,450百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 2,596百万円

6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務については、該当ありません。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益 629百万円を含んでおります。

2. 「その他の特別損失」には、下記の合計 846百万円を含んでおります。

- (1) 新勘定系システムリリースに伴う旧勘定系システムの除却損 204百万円。
- (2) 当社信託業務に係る一時的なシステム改修費用等 642百万円。

3. 当社は、「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年3月22日) 第7項を適用し、当中間会計期間を含む対象会計年度に関する国際最低課税額に対する法人税等を計上しておりません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式	1,400	—	—	1,400	
普通株式	1,400	—	—	1,400	—

なお、自己株式については、該当ありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権については該当ありません。

3. 配当に関する事項

当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	3,010百万円	2,150円	2025年 3月31日	2025年 6月2日

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。((注1) 参照) また、現金預け金、外国為替(資産・負債)、コールマネー、信託勘定借は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券(*1)	25,040 339,381	25,368 339,381	327 —
(2) 貸出金 貸倒引当金(*2)	1,093,442 △ 261	1,093,180	1,092,858 △ 321
資産計	1,457,602	1,457,607	5
(1) 預金 (2) 譲渡性預金 (3) 借用金	1,361,561 344,271 102,000	1,361,561 344,271 102,000	— — —
負債計	1,807,833	1,807,833	—
デリバティブ取引(*3) ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの	3,838 5,517	3,838 5,230	— (286)
デリバティブ取引計	9,355	9,068	(286)

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

財務諸表

(注1) 市場価格のないその他の証券及び組合出資金の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(1)

その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)	
区分	中間貸借対照表計上額
その他の証券(*1)	16
組合出資金(*2)	368

(*1) 上記のその他の証券のうち、非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2024年9月13日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券(*)				
国債・地方債等	94,190	152,383		246,573
社債		27,536		27,536
その他	38,933	24,148		63,082
デリバティブ取引				
金利関連		73,800		73,800
通貨関連		7,685		7,685
資産計	133,123	285,554		418,678
デリバティブ取引				
金利関連		68,529		68,529
通貨関連		3,602		3,602
負債計		72,131		72,131

(*) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間貸借対照表計上額は2,189百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他有価証券評価差額金等(*)		購入、売却及び償還額	投資信託の基準価格を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価格を時価とみなさないこととした額	期末残高	中間貸借対照表において保有する投資信託の評価損益(*)
	損益に計上	その他有価証券評価差額金等に計上(*)					
2,150	—	38	—	2,189	—	2,189	327

(*) 中間貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」及び「繰延税金負債」に含まれております。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等		25,368		25,368
貸出金				1,092,858
資産計	25,368			1,118,226
預金		1,361,561		1,361,561
譲渡性預金		344,271		344,271
借用金		102,000		102,000
負債計		1,807,833		1,807,833

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレット、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なつていかない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。貸出金については、主としてレベル3の時価に分類しております。

財務諸表

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価とみなしております。長期の定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は預入後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられる為、当該帳簿価額を時価としております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた借用金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を中間決算日時点におけるスワップ取引に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利関連取引(金利スワップ等)、通貨関連取引(先物為替、通貨オプション、通貨スワップ等)は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しない為、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値やオプション価格計算モデル等により時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、ブレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(有価証券関係)

売買目的有価証券ならびに子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については該当ありません。

1. 満期保有目的の債券 (2025年9月30日現在)

(単位:百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	25,040	25,368	327
合 計		25,040	25,368	327

2. その他有価証券 (2025年9月30日現在)

(単位:百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	債券	—	—	—
	その他	21,428	21,090	337
	外国債券	19,212	19,205	6
	その他	2,215	1,885	330
	小計	21,428	21,090	337
中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	債券	274,109	282,946	△8,836
	国債	94,190	100,168	△5,978
	地方債	152,383	154,960	△2,577
	社債	27,536	27,816	△280
	その他	43,843	45,206	△1,363
	外国債券	43,837	45,200	△1,362
	その他	5	6	△0
合 計		317,952	328,152	△10,200
		339,381	349,243	△9,862

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得価格まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30%超50%未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等ならびに当該発行会社の業績等を勘案し、回復する見込みがあると判断された銘柄以外のものについて減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

金銭の信託については該当ありません。

財務諸表

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
退職給付引当金	542 百万円
賞与引当金	320
減損損失	11
未払事業税	306
デリバティブ調整額	20,471
繰延消費税額等	111
その他有価証券評価差額金	3,106
減価償却超過額	735
その他	510
繰延税金資産小計	26,117
評価性引当額	△ 11
繰延税金資産合計	26,106

繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	1,748
その他	5
繰延税金負債合計	1,754

繰延税金資産の純額 24,351 百万円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:百万円)

	信託報酬	役務収益		
		その他の受入れ手数料 (ビジネスインフラを利用した業務支援等)	相続関連受入 手数料	その他
一時点で移転されるサービス	16	—	876	267
一定期間にわたり移転されるサービス	8,007	1,151	—	621
顧客との契約から認識した収益	8,024	1,151	876	888

役務収益は、中間損益計算書の役務取引等収益に含まれております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針、7 収益の計上方法に記載の通りです。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(単位:百万円)

	当中間会計期間期首	当中間会計期間末
顧客との契約から生じた債権	4,128	5,820
契約負債	124	112

中間貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「未収収益」に、契約負債は「前受収益」に含まれています。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	69,783 円 60 銭
1 株当たりの中間純利益金額	1,494 円 37 銭

主要な業務の状況を示す指標

■部門別損益の内訳

種類	2025年3月期	(単位:百万円)	
		2024年9月期	2025年9月期
信託報酬	国内業務	14,872	7,297
	国際業務	459	265
	合計	15,331	8,024
資金運用収支	国内業務	8,454	3,924
	国際業務	△ 1,366	△ 383
	合計	7,087	3,541
役務取引等収支	国内業務	2,724	1,268
	国際業務	232	110
	合計	2,956	1,378
特定取引収支	国内業務	—	—
	国際業務	—	—
	合計	—	—
その他業務収支	国内業務	△ 296	37
	国際業務	2,875	1,158
	合計	2,578	1,195
業務粗利益	国内業務	25,754	12,526
	国際業務	2,201	1,004
	合計	27,955	13,531
一般貸倒引当金繰入額(△)		—	—
経費(臨時の経費を除く)(△)		19,912	9,725
業務純益		8,042	3,806
臨時損益		144	220
経常利益		8,187	4,027

(注) 国内業務は円建取引、国際業務は外貨建取引です。ただし、円建対非居住者取引、オフショア勘定分などは国際業務に含まれております。

■資金運用収支の内訳

種類	2025年3月期	(単位:百万円)	
		2024年9月期	2025年9月期
資金運用勘定			
国内業務	平均残高	1,783,693	1,702,373
	利 息	12,037	4,845
	利 回り	0.67%	0.57%
国際業務	平均残高	138,839	150,639
	利 息	2,822	1,579
	利 回り	2.03%	2.09%
合計	平均残高	1,897,635	1,809,811
	利 息	14,807	6,400
	利 回り	0.78%	0.71%
資金調達勘定			
国内業務	平均残高	1,720,589	1,637,593
	利 息	3,583	920
	利 回り	0.21%	0.11%
国際業務	平均残高	138,979	150,782
	利 息	4,188	1,963
	利 回り	3.01%	2.60%
合計	平均残高	1,834,670	1,745,173
	利 息	7,719	2,858
	利 回り	0.42%	0.33%
利ざや			
国内業務		0.46%	0.46%
国際業務		△ 0.98%	△ 0.51%
合計		0.36%	0.38%
			0.32%

(注) 1. () 内は、国内業務と国際業務との間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)です。

2. 国際業務の外貨建取引の平均残高は、日次カレント方式(当日のT.T.M.を当日のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しています。

3. 合計については、国内業務と国際業務との間の資金貸借の平均残高及び利息は相殺して記載しています。

■受取利息・支払利息の増減

種類	2025年3月期	(単位:百万円)	
		2024年9月期	2025年9月期
受取利息			
国内業務	残高による増減	460	46
	利率による増減	5,755	1,981
	純 増 減	6,215	2,027
国際業務	残高による増減	△ 974	△ 446
	利率による増減	△ 654	△ 374
	純 増 減	△ 1,628	△ 821
小計		4,586	1,205
支払利息			
国内業務	残高による増減	△ 6	△ 27
	利率による増減	2,401	258
	純 増 減	2,395	231
国際業務	残高による増減	△ 839	△ 380
	利率による増減	1,179	347
	純 増 減	339	△ 32
小計		2,734	198
合計		1,851	1,007

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めて表示しております。

■役務取引等収支の内訳

種類	2025年3月期	(単位:百万円)	
		2024年9月期	2025年9月期
役務取引等収益			
国内業務	国内業務	4,053	1,898
	国際業務	312	146
	合計	4,366	2,044
うち 預金・貸出関連業務	国内業務	37	11
	国際業務	5	2
	合計	42	14
うち 為替業務	国内業務	287	143
	国際業務	122	53
	合計	410	197
うち 証券関連業務	国内業務	358	184
	国際業務	0	0
	合計	359	185
うち 代理業務	国内業務	783	352
	国際業務	—	—
	合計	783	352
うち 投資顧問業務	国内業務	0	0
	国際業務	—	—
	合計	0	0
役務取引等費用			
国内業務	国内業務	1,329	630
	国際業務	79	36
	合計	1,409	666
うち 為替業務	国内業務	118	55
	国際業務	57	28
	合計	176	83

主要な業務の状況を示す指標

■特定取引収支の内訳

該当ありません。

■その他業務収支の内訳

種類	2025年3月期	(単位：百万円)	
		2024年9月期	2025年9月期
国内業務	—	—	—
外国為替売買損益			
国際業務	1,101	1,180	3,620
合計	1,101	1,180	3,620
国内業務	△ 209	0	13
国債等債券関係損益			
国際業務	—	—	—
合計	△ 209	0	13
国内業務	51	50	△ 33
金融派生商品損益			
国際業務	1,773	△ 22	△ 1,692
合計	1,824	28	△ 1,725
国内業務	△ 138	△ 13	0
その他			
国際業務	—	—	—
合計	△ 138	△ 13	0
国内業務	△ 296	37	△ 19
合計	2,875	1,158	1,927
合計	2,578	1,195	1,907

■営業経費の内訳

種類	2025年3月期	(単位：百万円)	
		2024年9月期	2025年9月期
給料・手当	6,960	3,506	3,519
福利厚生費	1,198	578	670
減価償却費	2,170	1,220	2,083
建物機械賃借料	593	296	301
消耗品費	45	26	20
通信費	709	348	364
租税公課	1,265	516	797
その他	6,968	3,232	4,376
小計	19,912	9,725	12,135
臨時の経費	62	26	29
合計	19,974	9,752	12,165

内国為替・外国為替に関する指標

■外国為替取扱高

	2025年3月期	(単位：百万ドル)	
		2024年9月期	2025年9月期
仕向為替	売渡為替 買入為替	11,124 —	4,752 —
被仕向為替	支払為替 取立為替	12,209 2	5,182 1
合計		23,336	9,936 10,369

■外貨建資産残高

	2025年3月末	(単位：百万ドル)	
		2024年9月末	2025年9月末
外貨建資産残高		604	653 442

■内国為替取扱高

	2025年3月期	(単位：億円、千口)	
		2024年9月期	2025年9月期
送金為替	各地へ向けた分 口数	金額 114,500 1,639	58,521 818 850
	各地より受けた分 口数	金額 218,226 297	113,716 151 151
代金取立	各地へ向けた分 口数	金額 — —	— — —
	各地より受けた分 口数	金額 — —	— — —

預金に関する指標

■預金科目別残高

種類	(単位:百万円、括弧内は構成比)		
	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
預金			
国内業務	497,822 (32.3%)	368,935 (22.6%)	352,119 (20.6%)
流動性預金	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 497,822 (32.3%)	368,935 (22.6%)	352,119 (20.6%)
うち 有利息預金	国内業務 472,289 (30.7%)	339,408 (20.8%)	306,966 (17.9%)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 472,289 (30.7%)	339,408 (20.8%)	306,966 (17.9%)
定期性預金	国内業務 724,009 (47.0%)	871,955 (53.6%)	922,929 (54.1%)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 724,009 (47.0%)	871,955 (53.6%)	922,929 (54.1%)
うち 固定金利定期預金	国内業務 618,509 (40.2%)	761,955 (46.8%)	811,929 (47.5%)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 618,509 (40.2%)	761,955 (46.8%)	811,929 (47.5%)
うち 変動金利定期預金	国内業務 105,500 (6.8%)	110,000 (6.7%)	111,000 (6.5%)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 105,500 (6.8%)	110,000 (6.7%)	111,000 (6.5%)
その他	国内業務 512 (0.0%)	998 (0.0%)	644 (0.0%)
	国際業務 98,232 (6.3%)	115,448 (7.0%)	85,868 (5.0%)
	合計 98,744 (6.4%)	116,447 (7.1%)	86,512 (5.0%)
	国内業務 1,222,345 (79.5%)	1,241,889 (76.3%)	1,275,693 (74.7%)
合計	国際業務 98,232 (6.3%)	115,448 (7.0%)	85,868 (5.0%)
	合計 1,320,577 (85.9%)	1,357,338 (83.4%)	1,361,561 (79.8%)
譲渡性預金	国内業務 216,751 (14.0%)	269,251 (16.5%)	344,271 (20.1%)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 216,751 (14.0%)	269,251 (16.5%)	344,271 (20.1%)
総合計	国内業務 1,439,096 (93.6%)	1,511,140 (92.9%)	1,619,964 (94.9%)
	国際業務 98,232 (6.3%)	115,448 (7.0%)	85,868 (5.0%)
	合計 1,537,328 (100.0%)	1,626,589 (100.0%)	1,705,833 (100.0%)

■預金科目別平均残高

種類	(単位:百万円、括弧内は構成比)		
	2024年9月期	2025年3月期	2025年9月期
預金			
国内業務	430,389 (29.7%)	442,345 (29.0%)	374,526 (22.5%)
流動性預金	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 430,389 (29.7%)	442,345 (29.0%)	374,526 (22.5%)
うち 有利息預金	国内業務 386,160 (26.6%)	404,037 (26.5%)	333,827 (20.0%)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 386,160 (26.6%)	404,037 (26.5%)	333,827 (20.0%)
定期性預金	国内業務 701,812 (48.4%)	739,137 (48.5%)	869,355 (52.2%)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 701,812 (48.4%)	739,137 (48.5%)	869,355 (52.2%)
うち 固定金利定期預金	国内業務 605,284 (41.7%)	636,466 (41.8%)	759,256 (45.6%)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 605,284 (41.7%)	636,466 (41.8%)	759,256 (45.6%)
うち 変動金利定期預金	国内業務 96,528 (6.6%)	102,671 (6.7%)	110,098 (6.6%)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 96,528 (6.6%)	102,671 (6.7%)	110,098 (6.6%)
その他	国内業務 2,667 (0.1%)	2,584 (0.1%)	2,632 (0.1%)
	国際業務 96,551 (6.6%)	104,470 (6.8%)	100,795 (6.0%)
	合計 99,218 (6.8%)	107,055 (7.0%)	103,427 (6.2%)
	国内業務 1,134,869 (78.3%)	1,184,068 (77.7%)	1,246,513 (74.8%)
合計	国際業務 96,551 (6.0%)	104,470 (6.8%)	100,795 (6.0%)
	合計 1,231,421 (85.0%)	1,288,538 (84.6%)	1,347,309 (80.9%)
譲渡性預金	国内業務 217,213 (14.9%)	233,573 (15.3%)	317,084 (19.0%)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 217,213 (14.9%)	233,573 (15.3%)	317,084 (19.0%)
総合計	国内業務 1,352,083 (93.3%)	1,417,642 (93.1%)	1,563,598 (93.9%)
	国際業務 96,551 (6.0%)	104,470 (6.8%)	100,795 (6.0%)
	合計 1,448,634 (100.0%)	1,522,112 (100.0%)	1,664,393 (100.0%)

預金に関する指標

預金に関する指標

貸出金等に関する指標

貸出金等に関する指標

■定期性預金の区分ごとの残存期間別残高

区分	期間	(単位:百万円)		
		2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
固定金利定期預金	3カ月未満	140,034	269,970	274,753
	3カ月以上6カ月未満	104,074	124,958	190,799
	6カ月以上1年末満	187,651	175,920	152,830
	1年以上2年末満	19,082	15,239	26,212
	2年以上3年末満	19,066	24,066	17,532
	3年以上	148,600	151,800	149,800
	小計	618,509	761,955	811,929
	3カ月未満	—	—	—
変動金利定期預金	3カ月以上6カ月未満	—	—	600
	6カ月以上1年末満	—	600	—
	1年以上2年末満	600	—	—
	2年以上3年末満	—	—	—
	3年以上	104,900	109,400	110,400
	小計	105,500	110,000	111,000
	3カ月未満	—	—	—
	3カ月以上6カ月未満	—	—	—
その他の定期預金	6カ月以上1年末満	—	—	—
	1年以上2年末満	—	—	—
	2年以上3年末満	—	—	—
	3年以上	—	—	—
	小計	—	—	—
	合計	724,009	871,955	922,929
	(注) 謙渡性預金は含まれておりません。			

■預金者別残高

区分	(単位:百万円、括弧内は構成比)		
	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
個人	410,371 (31.0%)	423,715 (31.2%)	491,844 (36.1%)
法人	781,479 (59.1%)	896,309 (66.0%)	819,703 (60.2%)
その他	128,726 (9.7%)	37,313 (2.7%)	50,013 (3.6%)
合計	1,320,577 (100.0%)	1,357,338 (100.0%)	1,361,561 (100.0%)

■貸出金科目別残高

種類	(単位:百万円)		
	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
手形貸付	国内業務	—	—
	国際業務	—	—
	合計	—	—
証書貸付	国内業務	99,747	94,981
	国際業務	10,691	9,191
	合計	110,438	104,173
当座貸越	国内業務	846,975	925,345
	国際業務	17,214	14,914
	合計	864,190	940,260
割引手形	国内業務	—	—
	国際業務	—	—
	合計	—	—
合計	国内業務	946,722	1,020,327
	国際業務	27,905	24,106
	合計	974,628	1,044,434

■貸出金科目別平均残高

種類	(単位:百万円)		
	2024年9月期	2025年3月期	2025年9月期
手形貸付	国内業務	—	—
	国際業務	—	—
	合計	—	—
証書貸付	国内業務	102,183	100,188
	国際業務	15,378	13,036
	合計	117,562	113,225
当座貸越	国内業務	810,409	843,650
	国際業務	17,219	16,724
	合計	827,629	860,375
割引手形	国内業務	—	—
	国際業務	—	—
	合計	—	—
合計	国内業務	912,593	943,839
	国際業務	32,598	29,761
	合計	945,191	973,600

■貸出金の区分ごとの残存期間別残高

区分	期間	(単位:百万円)		
		2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
固定金利	1年以下	881,311	964,068	1,007,338
	1年超3年以下	17,686	25,216	37,386
	3年超5年以下	23,215	14,492	21,470
	5年超7年以下	12,067	11,771	8,427
	7年超	9,478	1,953	1,000
	期間の定めのないもの	—	—	—
	小計	62,447	53,433	68,284
変動金利	1年超3年以下	19,072	14,344	7,264
	3年超5年以下	7,362	8,700	7,287
	5年超7年以下	88	0	378
	7年超	4,346	3,887	2,888
	期間の定めのないもの	—	—	—
	小計	30,869	26,932	17,818
	合計	974,628	1,044,434	1,093,442

貸出金等に関する指標

■ 貸出金の担保種類別残高

種類	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
有価証券	829,356	916,050	986,147
債権	—	—	—
商品	—	—	—
不動産	39,278	39,009	33,424
その他	35,361	28,427	15,500
小計	903,996	983,488	1,035,072
保証	11,521	9,227	7,413
信用	59,110	51,718	50,956
合計	974,628	1,044,434	1,093,442
(うち劣後特約付き貸出金)	(—)	(—)	(—)

(単位：百万円)

■ 貸出金の業種別内訳

種類	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
製造業	4,967 (0.5%)	8,494 (0.8%)	8,388 (0.7%)
建設業	380 (0.0%)	380 (0.0%)	380 (0.0%)
電気・ガス・熱供給・水道業	3,695 (0.3%)	3,665 (0.3%)	3,617 (0.3%)
情報通信業	15,000 (1.5%)	15,000 (1.4%)	15,000 (1.3%)
運輸業	11,853 (1.2%)	11,803 (1.1%)	11,753 (1.0%)
卸売業・小売業	9,765 (1.0%)	9,165 (0.8%)	9,165 (0.8%)
金融業・保険業	28,994 (2.9%)	28,008 (2.6%)	26,316 (2.4%)
不動産業	64,634 (6.6%)	65,390 (6.2%)	66,757 (6.1%)
物品貯蔵業	10,260 (1.0%)	9,820 (0.9%)	4,000 (0.3%)
各種サービス業	322,446 (33.0%)	336,363 (32.2%)	369,328 (33.7%)
その他	502,630 (51.5%)	556,342 (53.2%)	578,734 (52.9%)
合計	974,628 (100.0%)	1,044,434 (100.0%)	1,093,442 (100.0%)

(単位：百万円、括弧内は構成比)

■ 支払承諾見返の担保種類別残高

支払承諾見返については、該当ありません。

■ 貸出金の使途別残高

種類	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
設備資金	112,895 (11.5%)	113,216 (10.8%)	120,962 (11.0%)
運転資金	861,733 (88.4%)	931,217 (89.1%)	972,479 (88.9%)
合計	974,628 (100.0%)	1,044,434 (100.0%)	1,093,442 (100.0%)

(単位：百万円、括弧内は構成比)

■ 中小企業等に関する貸出金残高

	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末	
総貸出金残高 (A)	貸出件数 金額	14,468 974,628	15,441 1,044,434	15,580 1,093,442
中小企業等貸出金残高 (B)	貸出件数 金額	14,457 941,148	15,433 1,012,924	15,573 1,062,492
比率 (%) (B/A)	貸出件数 金額	99.9% 96.5%	99.9% 96.9%	99.9% 97.1%

(単位：件、百万円)

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし卸売業は1億円、小売業・飲食店・物品貯蔵業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業・物品貯蔵業等は100人、小売業・飲食店は50人）以下の会社及び個人です。

貸出金等に関する指標

有価証券等に関する指標

■ 銀行法及び再生法に基づく債権と保全状況

	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
危険債権	—	—	—
要管理債権	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—
合計 (A)	—	—	—
正常債権 (B)	980,447	1,049,644	1,099,180
総計 (A+B)	980,447	1,049,644	1,099,180
担保・保証による保全額	—	—	—
個別貸倒引当金	—	—	—
保全額計 (C)	—	—	—
カバー率 (C/A)	—	—	—

■ 貸倒引当金残高及び期中増減額

	2024 年 9 月末	2025 年 3 月末	2025 年 9 月末
一般貸倒引当金	841	891	262
(前期末比増減)	(39)	(89)	(△ 629)
個別貸倒引当金	—	—	—
(前期末比増減)	(△ 288)	(△ 288)	(-)
特定海外債権引当勘定	—	—	—
(前期末比増減)	(-)	(-)	(-)
合 計	841	891	262

■ 貸出金償却の額

該当ありません。

■ 有価証券種類別残存期間別残高

種類	残存期間	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
国債	1年以下	14,980	5,018	25,010
	1年超3年以下	40,099	39,967	59,894
	3年超5年以下	9,979	9,786	9,792
	5年超7年以下	—	—	—
	7年超10年以下	—	—	—
	10年超	26,690	24,989	24,534
	期間の定めのないもの	—	—	—
	小計	91,749	79,760	119,230
地方債	1年以下	11,040	5,932	2,436
	1年超3年以下	8,136	8,048	20,003
	3年超5年以下	58,921	103,500	129,942
	5年超7年以下	—	—	—
	7年超10年以下	—	—	—
	10年超	—	—	—
	期間の定めのないもの	—	—	—
	小計	78,098	117,482	152,383
短期社債	1年以下	—	—	—
	1年超3年以下	—	—	—
	3年超5年以下	—	—	—
	5年超7年以下	—	—	—
	7年超10年以下	—	—	—
	10年超	—	—	—
	期間の定めのないもの	—	—	—
	小計	—	—	—
社債	1年以下	10,588	5,391	2,979
	1年超3年以下	27,312	17,495	18,528
	3年超5年以下	—	980	5,631
	5年超7年以下	—	—	—
	7年超10年以下	—	—	—
	10年超	396	395	397
	期間の定めのないもの	—	—	—
	小計	38,297	24,262	27,536
株式	1年以下	—	—	—
	1年超3年以下	—	—	—
	3年超5年以下	—	—	—
	5年超7年以下	—	—	—
	7年超10年以下	—	—	—
	10年超	—	—	—
	期間の定めのないもの	—	—	—
	小計	—	—	—
外国債券	1年以下	49,489	62,426	53,204
	1年超3年以下	32,467	17,853	3,426
	3年超5年以下	—	—	6,419
	5年超7年以下	6,015	6,270	—
	7年超10年以下	—	—	—
	10年超	—	—	—
	期間の定めのないもの	—	—	—
	小計	87,971	86,550	63,050
外国株式	1年以下	—	—	—
	1年超3年以下	—	—	—
	3年超5年以下	—	—	—
	5年超7年以下	—	—	—
	7年超10年以下	—	—	—
	10年超	—	—	—
	期間の定めのないもの	15	15	16
	小計	15	15	16
その他の証券	1年以下	0	0	1
	1年超3年以下	2	3	2
	3年超5年以下	7	4	8
	5年超7年以下	1	1	1
	7年超10年以下	1	8	8
	10年超	0	0	0
	期間の定めのないもの	2,718	2,565	2,566
	小計	2,733	2,584	2,589
合計		298,865	310,655	364,806

有価証券等に関する指標

■ 有価証券種類別残高

種類	(単位:百万円、括弧内は構成比)		
	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
国債	国内業務 91,749 (30.6%)	79,760 (25.6%)	119,230 (32.6%)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 91,749 (30.6%)	79,760 (25.6%)	119,230 (32.6%)
地方債	国内業務 78,098 (26.1%)	117,482 (37.8%)	152,383 (41.7%)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 78,098 (26.1%)	117,482 (37.8%)	152,383 (41.7%)
短期社債	国内業務 — (—)	— (—)	— (—)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 — (—)	— (—)	— (—)
社債	国内業務 38,297 (12.8%)	24,262 (7.8%)	27,536 (7.5%)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 38,297 (12.8%)	24,262 (7.8%)	27,536 (7.5%)
株式	国内業務 — (—)	— (—)	— (—)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 — (—)	— (—)	— (—)
外国債券	国内業務 — (—)	— (—)	— (—)
	国際業務 87,971 (29.4%)	86,550 (27.8%)	63,050 (17.2%)
	合計 87,971 (29.4%)	86,550 (27.8%)	63,050 (17.2%)
外国株式	国内業務 — (—)	— (—)	— (—)
	国際業務 15 (0.0%)	15 (0.0%)	16 (0.0%)
	合計 15 (0.0%)	15 (0.0%)	16 (0.0%)
その他の証券	国内業務 2,733 (0.9%)	2,584 (0.8%)	2,589 (0.7%)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 2,733 (0.9%)	2,584 (0.8%)	2,589 (0.7%)
合計	国内業務 210,878 (70.5%)	224,089 (72.1%)	301,739 (82.7%)
	国際業務 87,987 (29.4%)	86,565 (27.8%)	63,066 (17.2%)
	合計 298,865 (100.0%)	310,655 (100.0%)	364,806 (100.0%)

■ 有価証券種類別平均残高

種類	(単位:百万円、括弧内は構成比)		
	2024年9月期	2025年3月期	2025年9月期
国債	国内業務 86,921 (27.6%)	91,635 (28.6%)	102,881 (30.1%)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 86,921 (27.6%)	91,635 (28.6%)	102,881 (30.1%)
地方債	国内業務 74,465 (23.6%)	85,946 (26.8%)	135,554 (39.7%)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 74,465 (23.6%)	85,946 (26.8%)	135,554 (39.7%)
短期社債	国内業務 — (—)	— (—)	— (—)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 — (—)	— (—)	— (—)
社債	国内業務 39,629 (12.6%)	37,293 (11.6%)	25,580 (7.4%)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 39,629 (12.6%)	37,293 (11.6%)	25,580 (7.4%)
株式	国内業務 — (—)	— (—)	— (—)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 — (—)	— (—)	— (—)
外国債券	国内業務 — (—)	— (—)	— (—)
	国際業務 110,957 (35.2%)	102,206 (31.9%)	75,011 (21.9%)
	合計 110,957 (35.2%)	102,206 (31.9%)	75,011 (21.9%)
外国株式	国内業務 — (—)	— (—)	— (—)
	国際業務 15 (0.0%)	15 (0.0%)	16 (0.0%)
	合計 15 (0.0%)	15 (0.0%)	16 (0.0%)
その他の証券	国内業務 2,520 (0.8%)	2,478 (0.7%)	2,297 (0.6%)
	国際業務 — (—)	— (—)	— (—)
	合計 2,520 (0.8%)	2,478 (0.7%)	2,297 (0.6%)
合計	国内業務 203,536 (64.7%)	217,353 (68.0%)	266,313 (78.0%)
	国際業務 110,973 (35.2%)	102,222 (31.9%)	75,027 (21.9%)
	合計 314,509 (100.0%)	319,575 (100.0%)	341,340 (100.0%)

有価証券等の時価情報

■売買目的有価証券

該当ありません。

■時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

種類	(単位:百万円)		
	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券			
非上場外国証券	15	15	16
その他	576	408	368

■満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	(単位:百万円)		
	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
貸借対照表計上額	25,089	25,065	25,040
時価	25,944	25,558	25,368
国債	差額	854	492
	うち益	854	492
	うち損	—	—

(注) 1. 時価は、当該期末日における市場価格等に基づいております。

2. 国債以外は該当ありません。

■その他有価証券で時価のあるもの

種類	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
株式	取得原価	—	—
	貸借対照表計上額	—	—
	評価差額	—	—
国債	取得原価	70,196	60,167
	貸借対照表計上額	66,659	54,695
	評価差額	△ 3,536	△ 5,471
	評価差額益	2	—
	評価差額損	3,539	5,471
地方債	取得原価	78,367	119,789
	貸借対照表計上額	78,098	117,482
	評価差額	△ 269	△ 2,307
	評価差額益	21	18
	評価差額損	290	2,326
債券	取得原価	38,580	24,557
	貸借対照表計上額	38,297	24,262
	評価差額	△ 282	△ 294
	評価差額益	—	—
	評価差額損	282	294
社債	取得原価	187,143	204,514
	貸借対照表計上額	183,054	196,440
	評価差額	△ 4,088	△ 8,074
	評価差額益	23	18
	評価差額損	4,112	8,093
小計	取得原価	92,864	90,784
	貸借対照表計上額	90,129	88,725
	評価差額	△ 2,735	△ 2,058
	評価差額益	278	291
	評価差額損	3,013	2,350
その他	取得原価	280,008	295,299
	貸借対照表計上額	273,184	285,166
	評価差額	△ 6,824	△ 10,133
	評価差額益	302	309
	評価差額損	7,126	10,443
合計			10,200

(注) (中間) 貸借対照表計上額は、当該期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

デリバティブ取引情報

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの（中間）決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりです。
なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

■ 金利関連取引

区分		種類	項目	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末	
店頭 金利スワップ	受取固定・支払変動	契約額等	203,200	209,800	211,100		
		うち1年超	203,200	209,800	211,100		
		時価	△17,569	△25,887	△31,361		
		評価損益	△17,569	△25,887	△31,361		
	受取変動・支払固定	契約額等	—	—	—		
		うち1年超	—	—	—		
		時価	—	—	—		
		評価損益	—	—	—		
	受取変動・支払変動	契約額等	142,800	146,200	147,700		
		うち1年超	142,800	145,600	147,100		
		時価	△23,369	△31,328	△37,148		
		評価損益	△23,369	△31,328	△37,148		
	受取固定・支払固定	契約額等	—	—	—		
		うち1年超	—	—	—		
		時価	—	—	—		
		評価損益	—	—	—		
時価合計			△40,938	△57,215	△68,510		
評価損益合計			△40,938	△57,215	△68,510		

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を（中間）損益計算書上に計上しております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

3. 金利関連デリバティブ

上記のほか、複合金融商品の組込デリバティブを区分処理したことによる評価益が2025年9月末では68,510百万円、2025年3月末では57,215百万円、2024年9月末では40,938百万円ございます。

■ 通貨関連取引

区分		種類	項目	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末	
店頭 通貨スワップ	通貨スワップ	契約額等	23,968	23,729	15,966		
		うち1年超	15,941	16,367	15,602		
		時価	4,631	5,912	3,816		
		評価損益	4,631	5,912	3,816		
	為替予約	契約額等	283,579	295,190	291,603		
		うち1年超	—	—	—		
		時価	5,122	△101	△1,984		
		評価損益	5,122	△101	△1,984		
	貿易	契約額等	278,323	295,977	304,633		
		うち1年超	—	—	—		
		時価	△4,012	293	2,483		
		評価損益	△4,012	293	2,483		
	通貨オプション	契約額等	100,700	135,848	46,012		
		うち1年超	—	—	—		
		時価	1,977	1,014	466		
		評価損益	△494	216	65		
	賃貸	契約額等	96,305	129,225	40,067		
		うち1年超	—	—	—		
		時価	1,970	997	460		
		評価損益	507	△199	△44		
時価合計			9,689	8,116	5,242		
評価損益合計			5,753	6,121	4,337		

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を（中間）損益計算書上に計上しております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

3. 通貨関連デリバティブ

上記のほか、複合金融商品の組込デリバティブを区分処理したことによる評価損が2025年9月末では13百万円、評価益が2025年3月末では9百万円、評価損が2024年9月末では9百万円ございます。

■ 株式関連取引

該当ありません。

■ 債券関連取引

該当 없습니다。

■ 商品関連取引

該当 없습니다。

■ クレジットデリバティブ取引

該当 없습니다。

■ その他

該当 없습니다。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の（中間）決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりです。
なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

■ 金利関連取引

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2024年9月末		2025年3月末		2025年9月末			
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価		
原則的 処理方法	金利スワップ	貸出金、 その他 有価証券 (債券)	95,769	82,572	3,454	95,708	69,636	5,050		
			95,769	82,572	3,454	95,708	69,636	5,050		
金利スワップ の特例処理	金利スワップ の有価証券	25,000	25,000	△736	25,000	20,000	△426	25,000		
			25,000	25,000	△736	25,000	20,000	△426		
合計			—	—	2,718	—	—	4,623		
			—	—	—	—	—	5,230		

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号）に基づき、継続ヘッジによっております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

■ 通貨関連取引

該当 없습니다。

■ 株式関連取引

該当 없습니다。

■ 債券関連取引

該当 없습니다。

信託業務に関する指標

■ 信託財産残高表

資 産	(単位:百万円)		
	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
貸 出 金	347,025	304,054	328,656
証書貸付	347,025	304,054	328,656
有 債 証 券	7,418,385	8,394,538	10,097,578
国債	2,652,496	3,449,068	5,007,662
地方債	110,400	114,531	112,037
社債	772,217	762,848	783,727
株式	403,060	394,547	382,794
外国証券	1,878,678	1,905,946	1,908,222
その他の証券	1,601,531	1,767,594	1,903,134
投資信託有価証券	24,204,785	25,176,808	25,206,517
投資信託外国投資	13,087,231	14,045,442	14,000,696
受託有価証券	1,110,581	1,238,448	1,134,510
金銭債権	61,927	58,495	56,082
生命保険債権	10,336	10,345	10,522
その他の金銭債権	51,591	48,150	45,560
その他債権	490,757	619,043	576,648
コールローン	1,207,830	1,163,481	1,096,470
銀行勘定貸	127,501	137,657	126,190
現金預け金	241,679	158,804	170,149
預け金	241,679	158,804	170,149
合 計	48,297,705	51,296,776	52,793,501
負 債			
指定金銭信託	439,498	404,867	432,537
特定金銭信託	4,032,503	4,417,827	4,564,732
年金信託	816	838	773
投資信託	38,706,363	40,541,363	40,421,908
金銭信託以外の金銭の信託	1,031,892	1,064,691	1,096,289
有価証券の信託	3,021,459	3,754,709	5,201,687
金銭債権の信託	764	764	705
包括信託	1,064,407	1,111,713	1,074,867
合 計	48,297,705	51,296,776	52,793,501

(注) 1. 財産形成給付信託及び貸付信託は取扱っておりません。

2. 共同信託他社管理財産は該当ありません。

■ 元本補てん契約のある信託の内訳

資 産	(単位:百万円)		
	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
貸出金	—	—	—
有価証券	—	—	—
銀行勘定貸	22,746	38,508	17,811
その他	—	—	—
合 計	22,746	38,508	17,811
負 債			
元本	22,743	38,475	17,765
債権償却準備金	—	—	—
その他	3	33	45
合 計	22,746	38,508	17,811

(注) 元本補填契約のある信託に係る債権は全て正常債権に該当し、破産更生債権及びこれに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものはございません。

■ 金銭信託等の種類別有価証券ごとの運用残高

種 類	(単位:百万円)		
	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
金銭信託	国債	683,601	841,773
	地方債	12,629	12,634
	短期社債	—	—
	社債	448,882	447,485
	株式	51,543	54,302
	その他の証券	2,705,874	2,922,925
年金信託	期末運用残高計	3,902,530	4,279,121
	国債	—	—
	地方債	—	—
	短期社債	—	—
	社債	—	—
	株式	—	—
合 計	その他の証券	650	150
	期末運用残高計	650	150
	国債	683,601	841,773
	地方債	12,629	12,634
	短期社債	—	—
	社債	448,882	447,485
	株式	51,543	54,302
	その他の証券	2,706,524	2,923,075
	期末運用残高計	3,903,180	4,279,271
	国債	683,601	841,773
	地方債	12,629	12,634
	短期社債	—	—

(注) 財産形成給付信託及び貸付信託は取扱っておりません。

■ 信託期間別の金銭信託の元本残高

期 間	(単位:百万円)		
	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
金銭信託	1年未満	1,351,224	1,438,404
	1年以上 2年未満	1,734	10,996
	2年以上 5年未満	6,277	9,447
	5年以上	583,359	605,858
	その他のもの	—	—
	合 計	1,942,596	2,064,707
	1年未満	1,351,224	1,438,404
	1年以上 2年未満	1,734	10,996
	2年以上 5年未満	6,277	9,447
	5年以上	583,359	605,858
	その他のもの	—	—
	合 計	1,942,596	2,064,707

信託業務に関する指標

■金銭信託等に係る貸出金残高（科目別）

種類	(単位:百万円、かっこ内は構成比)		
	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
証書貸付	334,078 (100.0%)	290,027 (100.0%)	308,076 (100.0%)
手形貸付	— (—)	— (—)	— (—)
割引手形	— (—)	— (—)	— (—)
合計	334,078 (100.0%)	290,027 (100.0%)	308,076 (100.0%)

(注) 信託勘定の貸出金のうち、金銭信託等にかかる貸出金残高です。貸出金残高（科目別）以下、（契約期間別）、（担保種類別）、（業種別）、（使途別）、中小企業向け貸出の各表も同様です。

■金銭信託等に係る貸出金残高（契約期間別）

期間	(単位:百万円)		
	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
1年以下	325,800	282,200	300,700
1年超3年以下	—	—	—
3年超5年以下	—	—	—
5年超7年以下	—	—	—
7年超	8,278	7,827	7,376
合計	334,078	290,027	308,076

■金銭信託等に係る貸出金残高（担保種類別）

種類	(単位:百万円)		
	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
有価証券	301,900	269,700	275,700
債権	—	—	—
商品	—	—	—
不動産	—	—	—
その他	—	—	—
小計	301,900	269,700	275,700
保証	—	—	—
信用	32,178	20,327	32,376
合計	334,078	290,027	308,076

■金銭信託等に係る貸出金残高（業種別）

種類	(単位:百万円、かっこ内は構成比)		
	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
情報通信業	23,900 (7.1%)	12,500 (4.3%)	25,000 (8.1%)
金融業・保険業	301,900 (90.3%)	269,700 (92.9%)	275,700 (89.4%)
地方公共団体	8,278 (2.4%)	7,827 (2.6%)	7,376 (2.3%)
合計	334,078 (100.0%)	290,027 (100.0%)	308,076 (100.0%)

■金銭信託等に係る貸出金残高（使途別）

種類	(単位:百万円)		
	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
設備資金	—	—	—
運転資金	334,078	290,027	308,076
合計	334,078	290,027	308,076

■金銭信託等に係る中小企業向け貸出

種類	(単位:百万円)		
	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
総貸出金(A)	334,078	290,027	308,076
中小企業等に対する貸出金残高(B)	23,900	12,500	25,000
比率(%) (B/A)	7.2%	4.3%	8.1%

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食店、物品販賣業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品販賣業等は100人、小売業、飲食店は50人）以下の会社及び個人です。

■金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高

種類	(単位:百万円)		
	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末
金銭信託	貸出金	334,078	290,027
	有価証券	3,902,530	4,279,121
	合計	4,236,609	4,569,148
年金信託	貸出金	—	—
	有価証券	650	150
	合計	650	150
貸出金合計	334,078	290,027	308,076
有価証券合計	3,903,180	4,279,271	4,412,363
貸出金及び有価証券合計	4,237,259	4,569,298	4,720,439

(注) 財産形成給付信託及び貸付信託は取扱っておりません。また、電子決済手段及び暗号資産は該当ありません。

経営諸比率の状況

■総資金利ざや

	2024年9月期	2025年3月期	2025年9月期	(単位:%)
資金運用利回り	国内業務	0.57	0.67	0.99
	国際業務	2.09	2.03	1.90
	合計	0.71	0.78	1.03
資金調達原価	国内業務	1.23	1.30	1.77
	国際業務	3.35	3.87	4.83
	合計	1.44	1.51	1.93
総資金利ざや	国内業務	△ 0.66	△ 0.63	△ 0.78
	国際業務	△ 1.26	△ 1.84	△ 2.93
	合計	△ 0.73	△ 0.73	△ 0.90

■利益率

	2024年9月期	2025年3月期	2025年9月期	(単位:%)
総資産利益率(ROA)	業務純益率	0.41	0.41	0.33
	経常利益率	0.43	0.42	0.38
	当期純利益率	0.31	0.31	0.19
資本利益率(ROE)	業務純益率	8.46	8.86	7.37
	経常利益率	8.95	9.02	8.66
	当期純利益率	6.38	6.64	4.43

■業務粗利益率

	2024年9月期	2025年3月期	2025年9月期	(単位:%)
業務粗利益率	国内業務	1.46	1.44	1.45
	国際業務	1.33	1.58	2.77
	合計	1.49	1.47	1.52

■預貸率

	2024年9月期	2025年3月期	2025年9月期	(単位:%)
期末残高	国内業務	65.7	67.5	65.9
	国際業務	28.4	20.8	28.3
	合計	63.3	64.2	64.1
期中平均	国内業務	67.4	66.5	66.7
	国際業務	33.7	28.4	23.7
	合計	65.2	63.9	64.1

■預証率

	2024年9月期	2025年3月期	2025年9月期	(単位:%)
期末残高	国内業務	14.6	14.8	18.6
	国際業務	89.5	74.9	73.4
	合計	19.4	19.0	21.3
期中平均	国内業務	15.0	15.3	17.0
	国際業務	114.9	97.8	74.4
	合計	21.7	20.9	20.5

■1店舗当たり預金・貸出金・信託資金量

	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末	(単位:百万円)
預金額	1,537,328	1,626,589	1,705,833	
貸出金	974,628	1,044,434	1,093,442	
信託資金量	4,472,818	4,823,533	4,998,042	

(注) 預金額には、譲渡性預金を含んでおります。

■従業員1人当たり預金・貸出金・信託資金量

	2024年9月末	2025年3月末	2025年9月末	(単位:百万円)
預金額	2,566	2,710	2,782	
貸出金	1,627	1,740	1,783	
信託資金量	7,467	8,039	8,153	

(注) 預金額には、譲渡性預金を含んでおります。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（自己資本の構成）

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が定める事項

自己資本の構成に関する開示事項

項目	2024年 9月末	2025年 9月末
コア資本に係る基礎項目		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	98,411	100,650
うち、資本金及び資本剰余金の額	78,270	78,270
うち、利益剰余金の額	20,141	22,380
うち、自己株式の額(△)	—	—
うち、社外流出予定額(△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	841	262
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	841	262
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	99,253	100,912
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9,359	13,144
うち、のれんに係るもの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9,359	13,144
縕延税金資産(一時差異に係るもの除外。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、縕延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、縕延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

項目	2024年 9月末	2025年 9月末
コア資本に係る調整項目の額 (口)	9,359	13,144
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(口)) (ハ)	89,893	87,768
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	469,415	546,604
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	48,895	42,765
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	518,311	589,369
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(二))	17.34%	14.89%

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)

定量的な開示事項

当社は、金融庁告示に基づき、国内基準で単体自己資本比率を算出しており、信用リスクにつきましては標準的手法を採用しております。オペレーション・リスク相当額につきましては2025年3月末から標準的計測手法を用いて算出しております。

一 自己資本の充実度に関する事項

イ 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに標準的手法が適用されるポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

ポートフォリオの区分	2025年9月末	
	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
標準的手法	我が国の政府関係機関向け	1,502
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	8,903
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	2,345
	中堅中小企業等向け及び個人向け	348,113
	不動産関連向け (うちADC向け)	141,542
	劣後債権及びその他資本性証券等	6,001
	株式等	6,001
	その他	400
	証券化	1,861
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	33,140
合計		542,045
		21,681

□ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額
該当ありません。

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

エクspoージャーの区分	2025年9月末	
	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー	—	—
自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクspoージャー	379	15

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
該当ありません。

二 CVAリスク相当額を8%で除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

	2025年9月末	
	CVAリスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本の額
CVAリスク	4,558	364
うちSA-CVA	—	—
うち完全なBA-CVA	—	—
うち限定的なBA-CVA	—	—
うち簡便法	4,558	364

木 マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

ヘ オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額及びオペレーション・リスクに対する所要自己資本の額並びにBI及びBICの額

(単位:百万円)

	2025年9月末	
	オペレーション・リスク相当額の合計値を8%で除して得た額	オペレーション・リスクに対する所要自己資本の額
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	42,765	3,421
BI	28,510	3,421
BIC	—	—

ト 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額

(単位:百万円)

	2025年9月末	
	単体リスク・アセットの合計額	単体総所要自己資本額
	589,369	23,574

二 信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー及び証券化エクspoージャーを除く)に関する事項

イ 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高及びエクspoージャーの主な種類別の内訳

□ 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクspoージャーの主な種類別の内訳

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)

■ 信用リスクに関するエクスポートの残高
(地域別・業種別・残存期間別)

	2025年9月末					(単位:百万円)
	有価証券等	貸出金等	デリバティブ等	その他	合計	
地域別・業種別	製造業	7,800	8,388	—	12	16,200
	建設業	1,100	380	—	2	1,482
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,367	3,617	—	7	6,992
	情報通信業	—	15,000	—	21	15,021
	運輸業	5,722	11,753	—	31	17,506
	卸小売業	1,594	9,165	—	9	10,769
	金融保険業	14,038	25,316	8,095	82,734	130,185
	不動産業	1,861	66,757	—	54	68,673
	物品貿易業	—	4,000	24	0	4,024
	各種サービス業	—	369,328	—	360	369,689
	国・地方公共団体	285,290	—	—	577,356	862,647
	その他	368	554,391	—	34,227	588,987
	国内 計	321,142	1,068,099	8,120	694,818	2,092,180
	海外	53,496	24,342	1,128	8,092	87,059
	合 計	374,638	1,092,442	9,248	702,910	2,179,240
残存期間別	1年以下	84,064	1,007,338	4,411	699,841	1,795,656
	1年超3年以下	102,453	44,650	2,003	—	149,107
	3年超5年以下	155,321	28,757	169	2,160	186,408
	5年超7年以下	—	8,806	61	—	8,868
	7年超	30,554	2,888	2,602	—	36,044
	期間の定めのないもの	2,246	—	—	908	3,155
	合 計	374,638	1,092,442	9,248	702,910	2,179,240

ハ 延滞エクスポートの期末残高又はデフォルトしたエクスポートの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

該当ありません。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

■ 一般貸倒引当金期末残高 (単位:百万円)

	2025年9月末		(単位:百万円)
		2025年3月末比	
	262	△ 629	

個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定は該当ありません。

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

該当ありません。

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポートのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポートについて、リスク・ウェイトの区分ごとの内訳について、ポートフォリオ区分ごとの内訳

(単位:百万円)

項目	2025年9月末					リスク・ウェイトの加重平均値
	CCF・信用リスク削減効果適用前 オンバランス	CCF・信用リスク削減効果適用後 オフバランス	CCF・信用リスク削減効果適用後 オンバランス	CCF・信用リスク削減効果適用後 オフバランス	信用リスク・アセットの額	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	702,309	—	702,309	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	40,001	—	40,001	—	—	0%
我が国の地方公共団体向け	160,338	—	160,338	—	—	0%
我が国の政府関係機関向け	12,793	—	12,793	—	1,502	12%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	106,407	23,165	29,371	19,925	8,903	18%
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	80,075	5,400	6,690	2,160	2,345	26%
中堅中小企業等向け及び個人向け	933,171	233,232	359,658	20,010	348,113	92%
不動産関連向け (うちADC向け)	4,000	—	4,000	—	6,001	150%
劣後債権及びその他資本性証券等	400	—	400	—	400	100%
株式等	1,861	—	1,861	—	1,861	100%
合計	2,139,418	493,816	1,487,817	51,589	508,325	33%

ト 標準的手法が適用されるエクスポートのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポートについて、ポートフォリオ区分ごとのエクスポートの額ならびにリスク・ウェイト区分ごとの内訳

(単位:百万円)

項目	2025年9月末										合計
	CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポート										
	0%	10%	20%	30%	50%	75%	100%	150%	250%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	702,309	—	—	—	—	—	—	—	—	—	702,309
外国の中央政府及び中央銀行向け	40,001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40,001
我が国の地方公共団体向け	160,338	—	—	—	—	—	—	—	—	—	160,338
我が国の政府関係機関向け	—	10,557	2,236	—	—	—	—	—	—	—	12,793
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	17,765	—	12,940	17,558	42	256	732	—	—	—	49,296
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	2,851	5,998	—	—	—	—	—	—	8,850
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,046	500	21,976	—	22,627	18,089	308,710	6,717	—	—	379,669
不動産関連向け (うちADC向け)	—	—	—	—	20	—	188,715	—	—	—	188,735
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	4,000	—	—	4,000
株式等	—	—	—	—	—	—	—	400	—	—	400

「劣後債権及びその他資本性証券等」及び「株式等」については、経過措置に応じた実際のリスク・ウェイトの区分ではなく、完全実施ベースに応じたリスク・ウェイトの区分にて記載しております。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)

チ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第五十五条から第七十六条まで及び第七十七条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

リスク・ウェイトの区分	2025年9月末			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクspoージャー		CCFの 加重平均値	CCF・信用リスク削減効果適用後 エクspoージャー
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,044,317	23,215	86%	987,251
40%～70%	22,109	1,400	40%	22,669
75%	196,480	236,841	10%	207,061
90%～100%	850,154	231,832	11%	309,443
150%	24,495	526	10%	11,118
250%	1,861	—	—	1,861
合計	2,139,418	493,816	14%	1,539,406

「劣後債権及びその他資本性証券等」および「株式等」については、経過措置に応じた実際のリスク・ウェイトの区分ではなく、完全実施ベースに応じたリスク・ウェイトの区分にて記載しております。

リ 内部格付手法が適用されるエクspoージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクspoージャーについて、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項並びに第百六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高
該当ありません。

ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項
該当ありません。

ル 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析
該当ありません。

ヲ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの長期にわたる損失額の推定値と実績値の対比
該当ありません。

三 信用リスク削減手法に関する事項

イ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて適格金融資産担保による信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額

(単位:百万円)	
2025年9月末	565,504

□ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクspoージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額

標準的手法が適用されるポートフォリオについて保証が適用されたエクspoージャーの額は7,008百万円であります。
上記は置き換え方式により算出しております。

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

	2025年9月末		
	正の値のグロス 再構築コストの額	グロスの アドオンの額	与信相当額
グロスの額(信用リスク削減 手法の効果勘案前)	13,108	11,964	25,073
派生商品取引	13,108	11,964	25,073
外国為替関連取引	7,573	6,022	13,596
金利関連取引	5,534	5,942	11,477
長期決済期間取引	—	—	—
一括清算ネットティング契約 による与信相当額削減効果	△ 10,310	△ 5,513	△ 15,824
ネットの額(信用リスク 削減手法の効果勘案前) 担保(適格金融資産担保) の額			9,248
現金及び自行預金			276
債券			—
ネットの額(信用リスク 削減手法の効果勘案後)			8,972

(注1) 与信相当額は、カレント・エクspoージャー方式を用いて算出しております。

(注2) クレジット・デリバティブ取引は該当ありません。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)

五 証券化エクスポージャーに関する事項

イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクspoージャーに関する事項
該当ありません。

ロ 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクspoージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
(再証券化エクspoージャーについて区別して記載)

原資産の種類	エクspoージャーの額	
	2025年9月末	
	うち、再証券化の額	
カード・クレジット債権	1,000	—
合計	1,000	—

(2) 保有する証券化エクspoージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
(再証券化エクspoージャーについて区別して記載)

リスク・ウェイト	2025年9月末			
	残 高		所要自己資本の額	
	うち、再証券化の額		うち、再証券化の額	
20%	1,000	—	8	—
合計	1,000	—	8	—

(3) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十分の一のリスク・ウェイトが適用される証券化エクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

(4) 保有する再証券化エクspoージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。

ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクspoージャーに関する事項
該当ありません。

ニ 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクspoージャーに関する事項
該当ありません。

五の二 CVAリスクに関する事項

BA-CVAやSA-CVAは用いておりません。

六 マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

七 出資等又は株式等エクspoージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクspoージャーの貸借対照表計上額等

	2025年9月末
貸借対照表計上額	1,861
うち上場株式等エクspoージャー	—
うちそれ以外	1,861

(2) 出資等または株式等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額
該当ありません。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない時価損益の額
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない時価損益の額は、327百万円あります。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない時価損益の額
該当ありません。

八 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーについて、エクspoージャーの区分ごとの額

エクspoージャーの区分	2025年9月末の額
自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクspoージャー	30

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーの額
該当ありません。

九 金利リスクに関する事項

項番		金利リスク			
		△EVE		△NII	
		2024年9月末	2025年9月末	2024年9月末	2025年9月末
1	上方パラレルシフト	1,584	781	4,107	3,632
2	下方パラレルシフト	5,746	1,468	364	△22
3	ステーਪ化	0	73		
4	フラット化	1,284	477		
5	短期金利上昇	1,128	464		
6	短期金利低下	2,055	576		
7	最大値	5,746	1,468	4,107	3,632
		ホ		ヘ	
		2024年9月末		2025年9月末	
8	自己資本の額	89,893		87,768	

十 内部格付手法と標準的手法の比較に関する事項
該当ありません。

十一 期待エクspoージャー方式(自己資本比率告示第七十九条の三に定めるところにより与信相当額を算出することをいう)とSA-CCRの比較に関する事項
該当ありません。

十二 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する事項
該当ありません。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)

定量的な開示事項(2024年9月末)

当社は、金融庁告示に基づき、国内基準で単体自己資本比率を算出しており、信用リスクにつきましては標準的手法、オペレーション・リスク相当額につきましては粗利益配分手法を採用しております。

一 自己資本の充実度に関する事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及び標準的手法が適用されるポートフォリオの区分ごとの内訳

標準的 手法	ポートフォリオの区分	所要自己資本の額	
		(単位:百万円)	2024年9月末
	国際開発銀行向け	20	
	地方公共団体金融機関向け	64	
	我が国の政府関係機関向け	109	
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	222	
	法人等向け	11,679	
	中小企業等向け及び個人向け	4,814	
	不動産取得等事業向け	713	
	その他	989	
	証券化	9	
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	11	
	CVAリスク相当額	283	
	合計	18,918	

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額 該当ありません。

ハ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに係る信用リスクに対するエクspoージャーの区分ごとの 所要自己資本の額

エクspoージャーの区分	所要自己資本の額	
	(単位:百万円)	2024年9月末
自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー	—	
自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー	—	
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー	—	
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー	—	
自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクspoージャー	11	

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
該当ありません。

ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 該当ありません。

ホ オペレーション・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

粗利益配分手法	2024年9月末
	3,911

ヘ 単体総所要自己資本額(国内基準)

(単位:百万円)

単体総所要自己資本額	2024年9月末
	20,732

二 信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー及び証券化エクspoージャーを除く)に関する事項

イ 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高及びエクspoージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクspoージャーの主な種類別の内訳

■ 信用リスクに関するエクspoージャーの残高 (地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域別 ・業種別	2024年9月末				
	有価証券等	貸出金等	デリバティブ等	その他	合計
製造業	4,900	4,967	—	1	9,868
建設業	—	380	—	0	380
電気・ガス・熱供給・水道業	2,900	3,695	—	4	6,600
情報通信業	—	15,000	—	21	15,021
運輸業	20,869	11,853	—	46	32,769
卸小売業	2,282	9,765	—	5	12,053
金融保険業	27,235	27,838	7,732	59,599	122,406
不動産業	2,862	64,634	—	33	67,530
物品貿易業	—	10,260	—	609	10,869
各種サービス業	—	322,446	—	170	322,617
国・地方公共団体	191,345	—	—	575,433	766,778
その他	576	474,724	—	22,345	497,646
国内 計	252,972	945,567	7,732	658,273	1,864,545
海外	52,693	27,905	6,735	5,291	92,626
合 計	305,666	973,473	14,467	663,564	1,957,171
1年以下	86,991	881,311	12,041	661,968	1,642,313
1年超3年以下	109,494	36,759	846	750	147,849
3年超5年以下	69,137	30,422	46	—	99,605
5年超7年以下	7,026	12,155	76	—	19,257
7年超	30,564	12,824	1,456	—	44,846
期間の定めのないもの	2,452	—	—	846	3,299
合 計	305,666	973,473	14,467	663,564	1,957,171

ハ 三月以上延滞エクspoージャーの期末残高又はデフォルトしたエクspoージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳 該当ありません。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金期末残高	
(単位:百万円)	
2024年9月末	
841	39

個別貸倒引当金期末残高 (地域別・業種別)		
(単位:百万円)		
2024年9月末		
その他	—	△ 288
国内 計	—	△ 288
海外	—	—
合 計	—	△ 288

特定海外債権引当勘定は該当ありません。

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額 該当ありません。

- ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに金融庁告示第十九号(以下「自己資本比率告示」という。)第七十九条の五第二項第二号、第百七十七条の二第二項第二号、第二百四十八条(自己資本比率告示第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合に限る。)並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号(自己資本比率告示第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合に限る。)の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクspoージャーの額

リスク・ウェイト	2024年9月末	
	格付あり	格付なし
0%	781,259	43,963
10%	23,091	—
20%	63,655	—
50%	27,804	—
75%	—	160,490
100%	34,389	281,870
1250%	—	23

*自己資本比率告示及び「自己資本比率規制に関するQ&A」(2006年3月31日金融庁公表)に基づきまして、「ローン・パートイシペーション」のエクspoージャーに関するリスク・ウェイトは、原債務者と原債権者それぞれのリスク・ウェイトを合算したリスク・ウェイトとしております。

- ト 内部格付手法が適用されるエクspoージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクspoージャーについて、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項並びに第百六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高
該当ありません。

- チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項
該当ありません。

- リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析
該当ありません。

- ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの長期にわたる損失額の推定値と実績値の対比
該当ありません。

三 信用リスク削減手法に関する事項

- イ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて適格金融資産担保による信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額

(単位:百万円)	
2024年9月末	
508,472	

- ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクspoージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額

標準的手法が適用されるポートフォリオについて保証が適用されたエクspoージャーの額は2024年9月末は13,133百万円であります。

上記は置き換え方式により算出してあります。

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

	2024年9月末		
	正の値のグロス 再構築コストの額	グロスの アドオンの額	与信相当額
グロスの額(信用リスク削減 手法の効果勘案前)	20,137	12,729	32,867
派生商品取引	20,137	12,729	32,867
外国為替関連取引	16,668	6,733	23,401
金利関連取引	3,469	5,996	9,466
長期決済期間取引	—	—	—
一括清算ネットティング契約 による与信相当額削減効果	△ 12,931	△ 5,468	△ 18,399
ネットの額(信用リスク 削減手法の効果勘案前)			14,467
担保(適格金融資産担保) の額			4,116
現金及び自行預金			3,001
債券			1,114
ネットの額(信用リスク 削減手法の効果勘案後)			10,350

(注1) 与信相当額は、カレント・エクspoージャー方式を用いて算出してあります。

(注2) クレジット・デリバティブ取引は該当ありません。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)

五 証券化エクスポージャーに関する事項

イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクspoージャーに関する事項
該当ありません。

ロ 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクspoージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
(再証券化エクspoージャーについて区別して記載)

原資産の種類	エクspoージャーの額	
	2024年9月末	うち、再証券化の額
カード・クレジット債権	1,000	—
貸付債権等	155	—
合 計	1,155	—

(2) 保有する証券化エクspoージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
(再証券化エクspoージャーについて区別して記載)

リスク・ウェイト	2024年9月末			
	残 高		所要自己資本の額	
	うち、再証券化の額	うち、再証券化の額	うち、再証券化の額	うち、再証券化の額
20%	1,155	—	9	—
合 計	1,155	—	9	—

(3) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十分の一のリスク・ウェイトが適用される証券化エクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

(4) 保有する再証券化エクspoージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。

ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクspoージャーに関する事項
該当ありません。

二 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクspoージャーに関する事項
該当ありません。

六 マーケット・リスクに関する事項
該当ありません。

七 出資等又は株式等エクspoージャーに関する事項
該当ありません。

八 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーについて、エクspoージャーの区分ごとの額

(単位:百万円)

エクspoージャーの区分	2024年9月末の額
自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクspoージャー	23

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーの額
該当ありません。

九 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項番		金利リスク			
		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2023年9月末	2024年9月末	2023年9月末	2024年9月末
1	上方バラレルシフト	3,022	1,584	6,494	4,107
2	下方バラレルシフト	6,696	5,746	△3,803	364
3	スティープ化	0	0		
4	フラット化	1,919	1,284		
5	短期金利上昇	2,115	1,128		
6	短期金利低下	2,282	2,055		
7	最大値	6,696	5,746	6,494	4,107
木					
△		2023年9月末		2024年9月末	
8	自己資本の額		91,759		89,893

法定開示項目一覧

業務及び財産の状況に関する事項 銀行法施行規則第十九条の二

一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ 経営の組織	30
ロ 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項	
(1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	表紙裏
(2) 各株主の持株数	表紙裏
(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	表紙裏
ハ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役)の氏名及び役職名	31
二 会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称	該当なし
ホ 会計監査人の氏名又は名称	EY新日本有限責任監査法人
ヘ 営業所の名称及び所在地	表紙裏
ト 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項	
(1) 当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名	34
(2) 当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称	34
チ 外国における法第二条第十四項各号に掲げる行為の受託者に関する次に掲げる事項	
(1) 当該受託者の商号、名称又は氏名	該当なし
(2) 当該受託者が当該銀行のために法第二条第十四項各号に掲げる行為を行う営業所又は事務所の名称	該当なし
二 銀行の主要な業務の内容(信託業務の内容を含む。)	32
三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況	14～17
ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項((13)から(19)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)	
(1) 経常収益	14
(2) 経常利益又は経常損失	14
(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失	14
(4) 資本金及び発行済株式の総数	14
(5) 純資産額	14
(6) 総資産額	14
(7) 預金残高	14
(8) 貸出金残高	14
(9) 有価証券残高	14
(10) 単体自己資本比率	14
(11) 配当性向	14
(12) 従業員数	14
(13) 信託報酬	14
(14) 信託勘定貸出金残高	14
(15) 信託勘定有価証券残高((18)に掲げる事項を除く。)	14
(16) 信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第四項に規定する履行保証電子決済手段をいう。)残高	該当なし
(17) 信託勘定暗号資産(資金決済に関する法律第二条第十四項に規程する暗号資産をいう。第五号へ(5)において同じ。)残高及び履行保証暗号資産(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第五項に規定する履行保証暗号資産をいう。)残高	該当なし

(18) 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等(金融商品取引業等に関する内閣府令第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。)残高	該当なし
(19) 信託財産額	14
ハ 直近の二中間事業年度又は二事業年度における業務の状況を示す指標として別表第一に掲げる事項	
別表第一	
【主要な業務の状況を示す指標】	
(1) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益、及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	14,54,76
(2) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支	54
(3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	54,76
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	55
(5) 総資産経常利益率及び資本経常利益率	76
(6) 総資産中間純利益率及び資本中間純利益率又は総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	76
【預金に関する指標】	
(1) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流动性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	59
(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	60
【貸出金等に関する指標】	
(1) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	61
(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	61
(3) 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び支払承諾見返額	62
(4) 使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	62
(5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	63
(6) 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	63
(7) 特定海外債権残高の五パーセント以上を占める国別の残高	該当なし
(8) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	76
【有価証券に関する指標】	
(1) 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高(銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。)	該当なし
(2) 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。)の残存期間別の残高	65
(3) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。)の平均残高	67
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	76

【信託業務に関する指標】

(1) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第八号の七の信託財産残高表(注記事項を含む。)	72
(2) 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託(以下「金銭信託等」という。)の受託残高	72
(3) 元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)の種類別の受託残高	73
(4) 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	73
(5) 金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券、電子決済手段及び暗号資産の区分ごとの運用残高	75
(6) 金銭信託等に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。)の残高	74
(7) 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	74
(8) 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。)の金銭信託等に係る貸出金残高	74
(9) 使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の金銭信託等に係る貸出金残高	75
(10) 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	74
(11) 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	75
(12) 金銭信託等に係る有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。)の残高	73
(13) 電子決済手段の種別の残高	該当なし
(14) 暗号資産の種類別の残高	該当なし

四 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制	22～26	
ロ 法令遵守の体制	20～21	
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	28	
二 指定銀行業務紛争解決機関が存在する場合	当該銀行が法第十二条の三 第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定銀行業務紛争解決機関の商号又は名称	31
五 銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項		

イ 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書	36～53
---	-------

ロ 銀行の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額	
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	64
(2) 危険債権	64
(3) 三月以上延滞債権	64
(4) 貸出条件緩和債権	64
(5) 正常債権	64

ハ 元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再	
---------------------------	--

信託された信託を含む。)に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額	73
---	----

二 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	17、78～93
ホ 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項(ニに掲げる事項を除く。)	海外拠点を有しないため対象外

ヘ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
----------------------------------	--

(1) 有価証券	68～69
(2) 金銭の信託	該当なし
(3) 第十三条の三第一項第五号イからホまでに掲げる取引	70～71
(4) 電子決済手段	該当なし
(5) 暗号資産	該当なし

ト 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	64
----------------------	----

チ 貸出金償却の額	64
-----------	----

リ 法第二十条第一項の規定により作成した書面(同条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。)について会社法第三百九十六条规定による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	該当なし
---	------

ヌ 銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当なし
---	------

ル 単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	該当なし
---	------

六 報酬等に関する事項であって、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	中間説明書類では対象外
---	-------------

七 事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容	該当なし
--	------

資産の査定に関する事項

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条)	
--------------------------------	--

(1) 正常債権	64
(2) 要管理債権	64
(3) 危険債権	64
(4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	64

バーゼルIII 第3の柱に基づく開示事項 (2014年2月18日 金融庁告示第七号)	78～93
---	-------

本誌は銀行法第21条等の法令に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

2026年1月発行
野村信託銀行株式会社 総合企画部
〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目2番2号
TEL.03-5202-1600(大代表)

NOMURA

野村信託銀行株式会社(The Nomura Trust and Banking Co., Ltd.)

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

TEL. 03-5202-1600(大代表)

<https://www.nomura-trust.co.jp/>